

緑区防災計画

震災対策編

MIDORI 2019

横浜市緑区 2019年4月

はじめに



平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」や、平成 28 年 4 月に 2 度の震度 7 を観測した熊本地震、更には平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では甚大な被害が発生し、日本全国どこの地域でもいつ大地震が発生してもおかしくはないことを改めて認識させられることとなりました。

ここ横浜市においても、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の大地震が 82% の確率で発生すると予想されており、行政による「公助」に加えて、区民、地域、事業者の皆さまによる「自助」、「共助」の取組みをより一層進めていく必要があります。

このようなことから、災害発生時における行政、地域、区民の皆さまそれぞれが実施することを確認しあい、緑区全体の安全・安心を確保することを目的に、緑区防災計画「震災対策編」を修正しました。

今回の修正では横浜市防災計画「震災対策編」の修正に準じ、福祉避難所における名称及び開設・運営方法の変更や指定避難所、指定緊急避難場所の明確化、災害医療体制などを新たに盛り込みました。

この計画に基づき、「災害に強いまちづくり」の実現に向けて、区民の皆さまや防災関係機関との連携を一層深めるとともに、総合的な震災対策を推進していきます。

最後に、日頃から地域防災の担い手として御協力いただいている区民の皆さまをはじめ、修正作業を進めるに当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました自治会、防災関係団体、防災関係機関の皆さまに、心から感謝申し上げます。

2019年4月

緑区長 小野崎 信之



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちで守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。
大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。
私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成 25 年 3 月 11 日制定

よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

目次

第1部：総則	1
第1章 緑区防災計画の目的	1
第2章 緑区の概況	1
第1節 自然的条件	1
第2節 社会的条件	1
第3章 地震及び被害の想定	2
第1節 横浜市における想定地震	2
第2節 被害想定	3
第4章 区、区民及び事業者の基本的責務	8
第1節 行政の責務	8
第2節 区民の責務	8
第3節 事業者の責務	8
第2部：災害予防計画	9
第1章 防災力強化の取組	9
第1節 地震情報等の収集及び活用	9
第2節 防災情報通信等の活用	9
第3節 消防の体制	10
第4節 防災備蓄計画	10
第2章 避難場所等	13
第1節 指定避難所・指定緊急避難場所	13
第2節 地域防災拠点（指定避難所）	13
第3節 広域避難場所	14
第4節 いつとき避難場所	14
第5節 福祉避難所	14
第3章 緊急輸送路	14
第1節 緊急輸送路の指定	14
第2節 建設業協会との連携	15
第4章 災害に強い人づくり	15
第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災	15
第2節 防災意識の高揚	17
第3節 区民のとるべき措置	18
第4節 区民の防災活動の促進	18
第5節 防災訓練の実施	19
第6節 ボランティアとの協力体制の確立	19
第7節 緑区防災ネットワーク	20
第5章 災害に強い地域づくり	21
第1節 自主防災組織の強化	21

第2節	災害時要援護者支援対策	23
第3節	社会福祉施設等における安全確保対策	24
第4節	事業者の防災体制の確立	24
第6章	学校施設における安全対策の推進	25
第1節	迅速な応急活動体制の確立	25
第2節	児童・生徒の安全体制の確立	25
第7章	津波関係	26
	第3部：応急対策	27
第1章	応急対策の基本	27
第2章	災害対策本部等の設置	27
第1節	緑区災害対策本部等の設置	27
第2節	区本部の廃止・縮小	28
第3節	組織・運営	28
第3章	職員の配置・動員	35
第1節	職員配置計画	35
第2節	職員の動員	36
第4章	情報の収集・伝達	37
第1節	情報受伝達方針	37
第2節	情報受伝達体制	37
第3節	災害情報の収集、報告及び記録	38
第4節	安否情報の提供等	38
第5節	災害時広報・報道	39
第6節	広聴活動	39
第5章	消防及び救助・救急活動	40
第1節	応急活動体制	40
第2節	消火活動	41
第3節	救助・救急活動	41
第6章	災害医療体制の整備	42
第1節	活動体制	42
第2節	医薬品等の備蓄及び供給体制	44
第3節	災害に備えた取組	46
第4節	生活衛生	46
第5節	こころのケア対策	46
第7章	応援派遣等の対応	47
第8章	被災者等の避難者対策	47
第1節	避難計画	47
第2節	被災者の避難・受入れ	48
第3節	要援護者の避難と援護対策	51
第4節	福祉避難所の開設及び運営	53

第9章	警備と交通対策	54
第1節	大地震が発生した場合の警備対策	54
第2節	大地震が発生した場合の交通対策	54
第10章	緊急輸送対策	55
第1節	輸送路の確保	55
第2節	輸送体制の確保	55
第11章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	56
第1節	行方不明者の捜索	56
第2節	遺体の取扱い	56
第12章	物資等の供給	58
第1節	応急給水	58
第2節	物資の供給	58
第13章	災害廃棄物の処理	59
第1節	基本的な考え方	59
第2節	トイレ・し尿対策	60
第3節	家庭系ごみ対策	61
第14章	学校活動と保育	61
第1節	発災時の対応	61
第2節	学校教育の再開	62
第3節	保育の早期再開	62
第15章	公共施設等の応急対応	62
第1節	公共施設における応急対応	62
第2節	土木施設の応急対応	63
	第4部：復旧・復興対策	64
第1章	復旧対策	64
第1節	被災者の生活援護	64
第2節	被災者の住宅確保及び応急修理	64
第3節	災害がれき等（解体廃棄物）の処理	65
第2章	罹災証明書	66
第1節	被害認定調査	66
第2節	罹災証明書	66
第3節	被害認定調査及び罹災証明の分担	66
第3章	復興対策	66
	第5部：帰宅困難者対策	68
第1章	主要駅等における混乱防止対策の充実	68
第2章	帰宅困難者事前対策	68
第1節	主要駅等の混乱防止対策の推進	68
第2節	一時滞在施設の指定	68
第3節	帰宅困難者の発生抑制	68

第4節 備蓄品の確保	68
第3章 帰宅困難者対策	69
第1節 区本部の対応	69
第2節 関係機関の対応	69
第6部：東海地震事前対応計画	71
第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	71
第1節 警戒活動体制	71
第2節 職員の配置と動員	72
第3節 対応措置	72
第2章 警戒宣言発令時対策	72
第1節 区災害対策本部	72
第2節 情報の受伝達	73
第3節 帰宅困難者対策	73
第4節 事前避難対策	73

第1部 総則

第1章 緑区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、緑区に地震災害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、緑区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、市民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、大規模地震が発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 緑区の概況

第1節 自然的条件

緑区は、市の北西部に位置し、鶴見川とその支流の恩田川に沿うように、東西に細長い区域となっています。東は港北区と隣接し、南は神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区と隣接、西は町田市、北は青葉区、都筑区に接しており、面積は約25.42km²です。

区の地形としては区名のとおり緑が豊富で、緑被率（区の面積に対する緑地の割合）は41.4パーセントと18区中一番高い数値（平成26年度調査）になっています。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は約18万人、世帯数は約8万1千世帯で、本市人口の約5%を占めています。また、昼間人口は夜間人口の約82%で、居住型の地域であり、災害発災時刻により被害規模が異なることが予想されます。

2 土地利用

土地利用として、市街化調整区域が40.1%を占めています。また、長坂谷公園及び玄海田公園など大規模な公園があり、公園面積は市内第6位となっています。

3 道路・交通

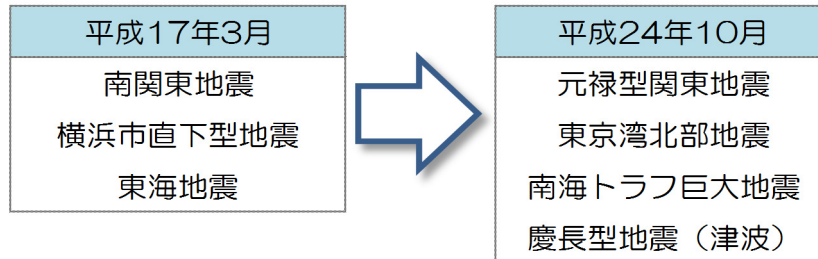
道路は国道246号線及び環状4号線、県道丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）、山下長津田線などが主要幹線道路として使われています。また西部には、東名高速道路が南北に通っています。

鉄道は、JR横浜線が東西に通り、4駅（長津田・十日市場・中山・鴨居）が設置されています。また、長津田駅には東急田園都市線及びこどもの国線が接続し、中山駅には市営地下鉄が南北に接続しています。

第3章 地震及び被害の想定

第1節 横浜市における想定地震

想定地震の見直し



- ・ 横浜市にとって最大の被害をもたらす、揺れを起こす地震で想定しました。
- ・ 東日本大震災で得た新たな知見を踏まえた各種想定を実施しました。
- ・ 被害の想定にあたっては、震度分布、液状化判定、物的被害、人的被害及び経済被害など、すべての項目について見直しを実施しました。

■ 元禄型関東地震

相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで 1923 年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震（南関東地震）よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる地震です。

■ 東京湾北部地震

首都直下地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われています。

東京湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災会議でもこの地震を首都直下地震大綱（平成 17 年 9 月）の基軸としています。この地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられていることから、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要である地震です。

■ 南海トラフ巨大地震

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成 23 年 8 月～）においては、東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及ぼす想定地震として、東海地震を包括した南海トラフ巨大地震が検討されています。

横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。

■ 慶長型地震

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。

発生確率はきわめて低いですが、横浜市として最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、津波被害の検討対象としました。

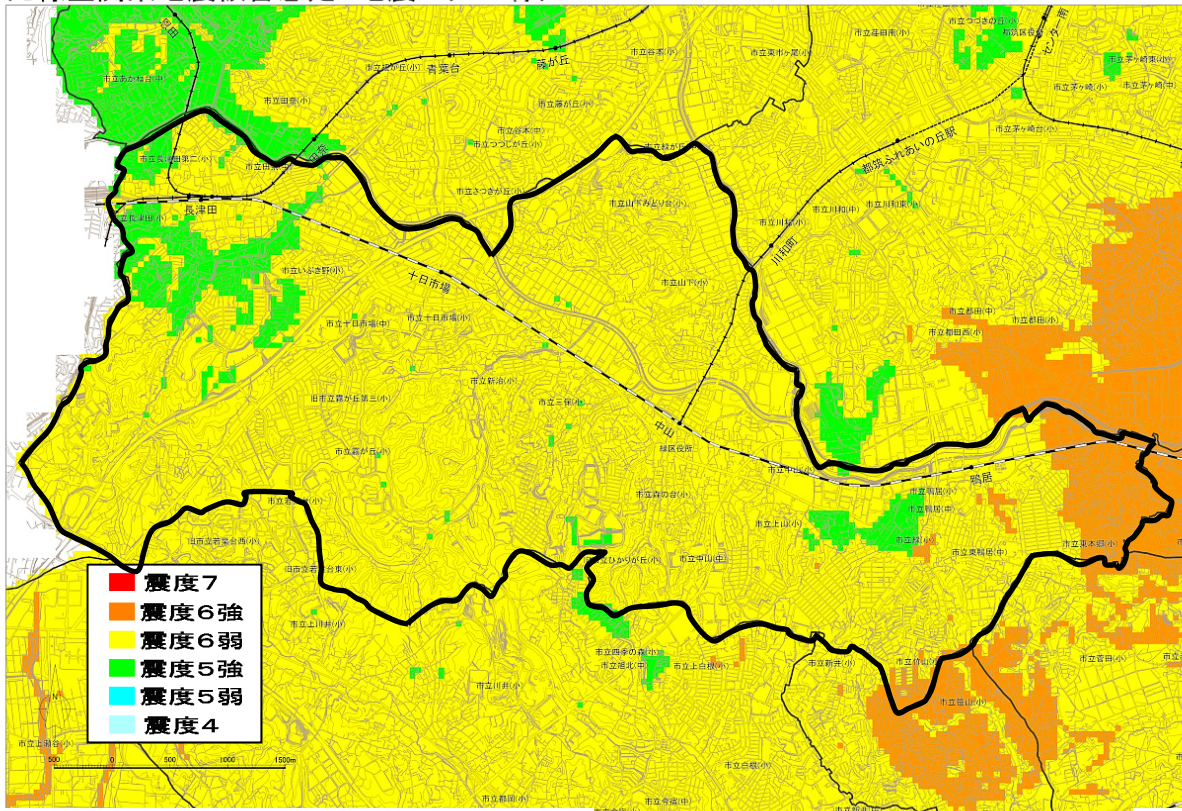
なお、緑区は津波による被害想定はありません。



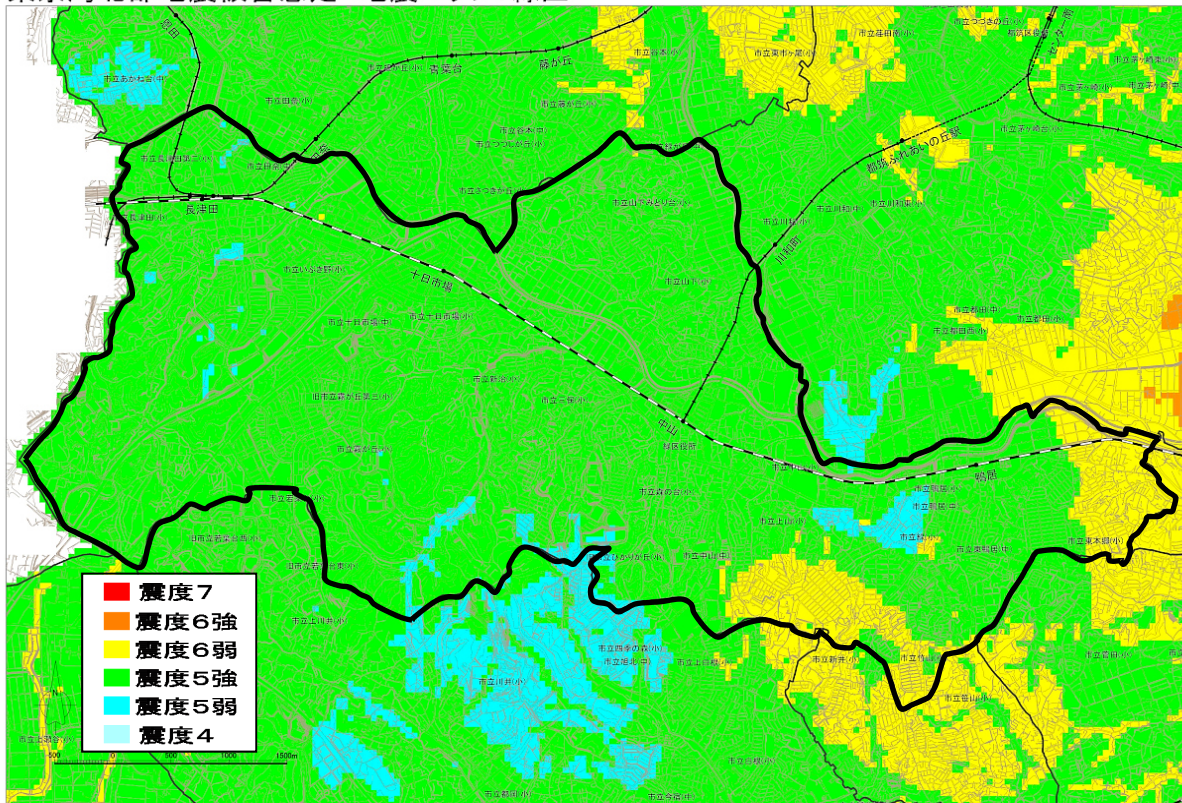
第2節 被害想定

1 緑区震度分布

元禄型関東地震被害想定 地震マップ: 緑区



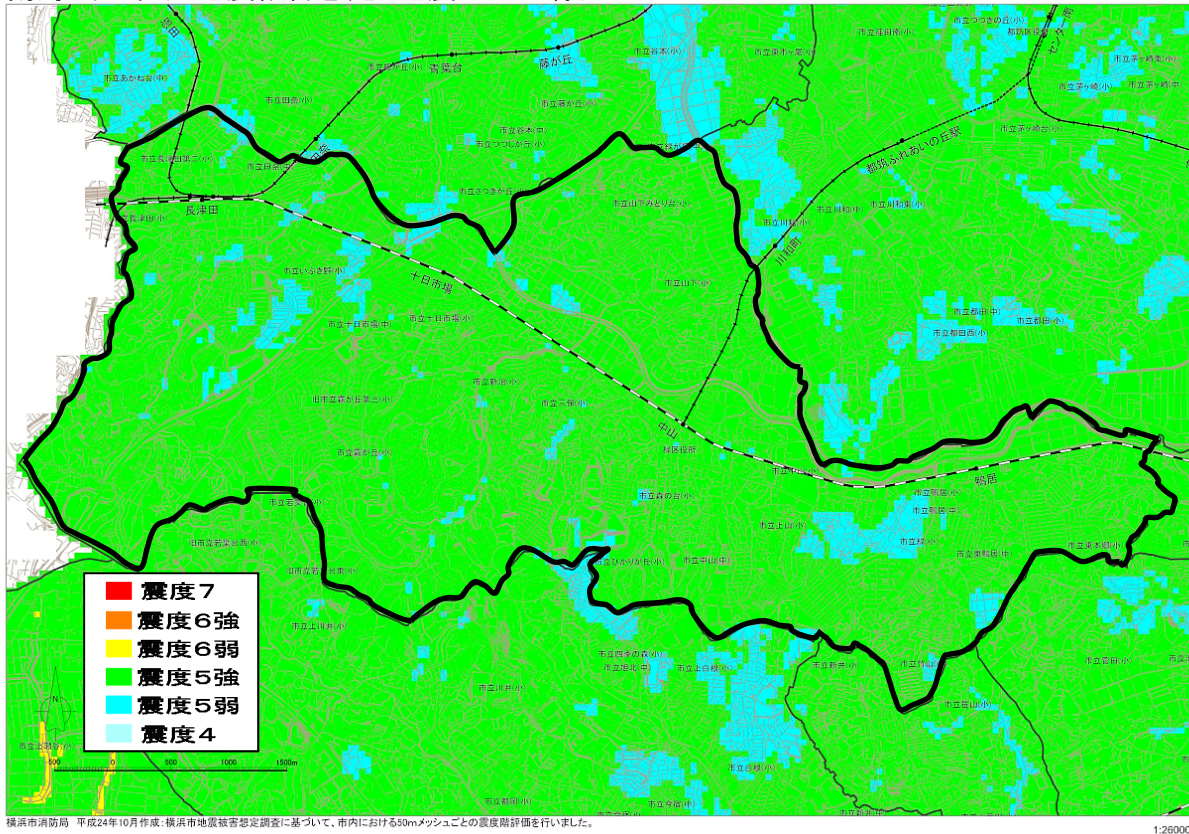
東京湾北部地震被害想定 地震マップ: 緑区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階級評価を行いました。

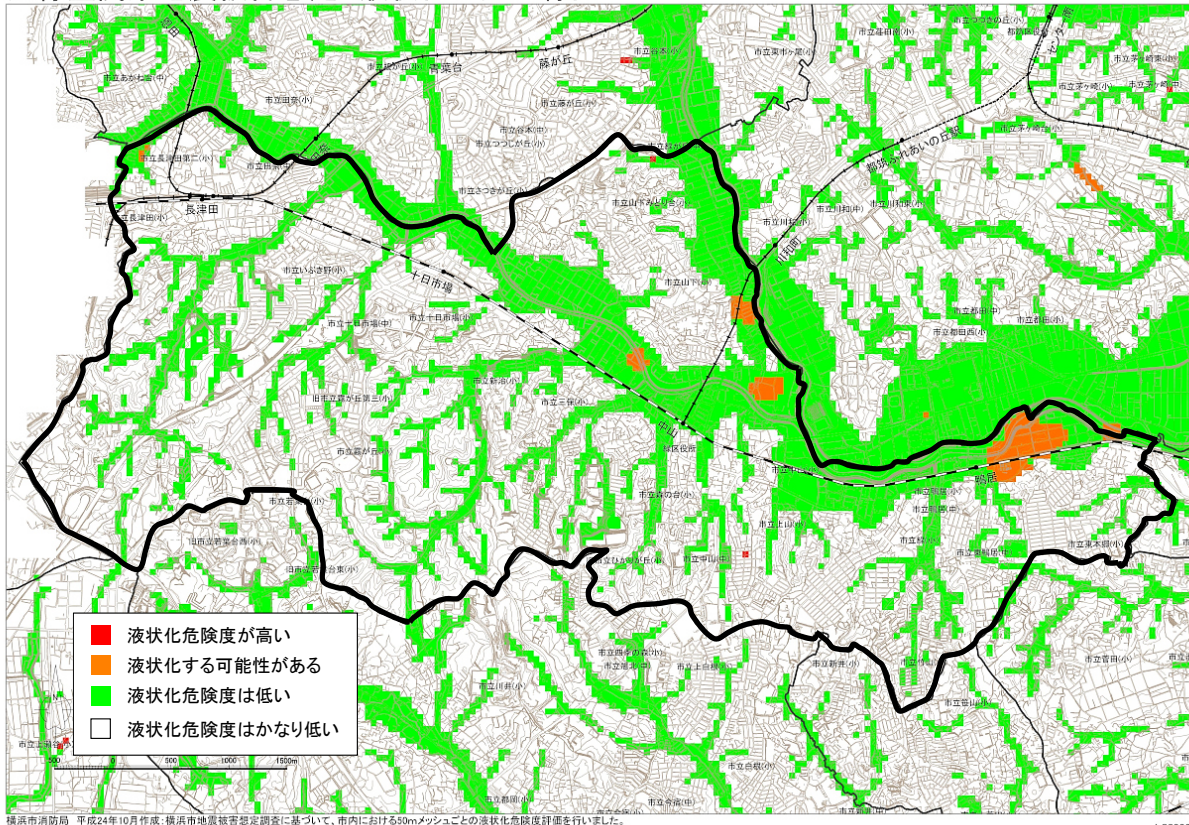
1:26000

南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ：緑区

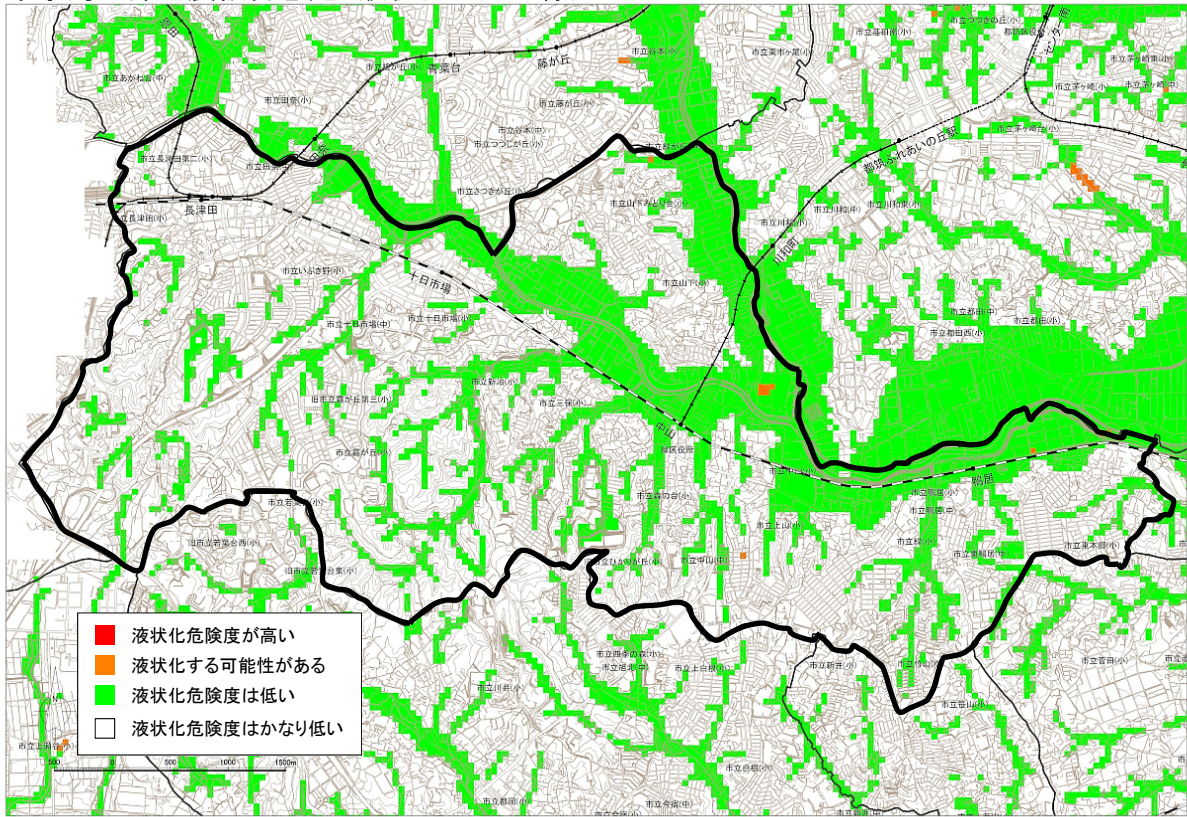


2 緑区液状化被害

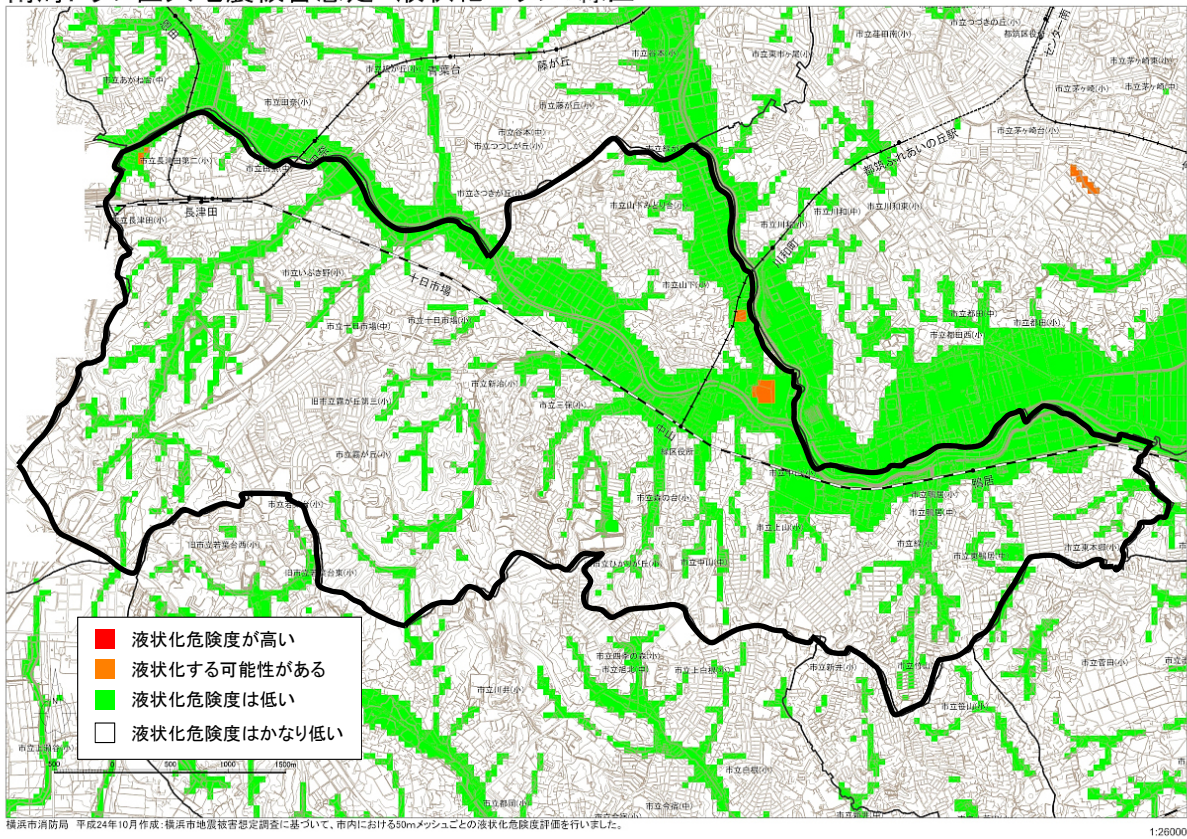
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ：緑区



東京湾北部地震被害想定 液状化マップ: 緑区



南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ: 緑区



3 緑区の被害状況一覧

【想定シナリオは平日18時（ライフライン被害を除く）】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
横浜市	震 度	震度5強～7 (市内広い範囲で震度6 強以上の揺れ)	震度4～6強	震度5弱～6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	137,100	28,477	2,407
	火災による焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5
	建物の倒壊による死者(人)	1,695	217	3
	建物の倒壊による負傷者(人)	19,913	4,463	347
	火災による死者(人)	1,548	242	0
	火災による負傷者(人)	1,778	331	0
	避難者(人)	577,307	233,966	100,411
	上水道の断水世帯数(世帯)	398,835	234,187	92,930
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	72,912	34,329	19,856
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,498	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,055	13
	都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	242,014	0
緑区	震 度	震度5強～6強	震度5弱～6弱	震度5弱～5強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	2,611	278	46
	火災による焼失棟数(棟)	156	43	0
	建物の倒壊による死者(人)	16	1	0
	建物の倒壊による負傷者(人)	335	36	7
	火災による死者(人)	3	1	0
	火災による負傷者(人)	6	2	0
	避難者(人)	9,591	3,366	2,720
	上水道の断水世帯数(世帯)	7,403	3,341	2,979
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	1,932	949	840
	電力の停電世帯数(世帯)	5,563	564	0
	電話の不通世帯数(世帯)	819	83	0
	都市ガスの供給停止件数(件)	25,785	0	0

4 各区の帰宅困難者状況

単位（人）

行政区	推定滞在者数 (平日12時)	通勤	通学	私用 (買い物他)	合計
鶴見区	182,317	24,918	1,985	3,572	30,475
神奈川区	175,071	24,847	10,072	2,712	37,631
西区	170,292	40,613	2,599	14,715	57,927
中区	207,023	47,840	4,934	7,592	60,366
南区	108,543	4,673	1,298	2,172	8,143
港南区	127,398	5,490	538	2,405	8,433
保土ヶ谷区	129,974	10,885	2,613	928	14,426
旭区	142,388	6,515	1,689	2,877	11,081
磯子区	102,246	11,403	633	2,039	14,075
金沢区	155,391	18,991	5,978	12,109	37,078
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
緑区	105,604	7,846	3,995	3,335	15,176
青葉区	176,246	10,836	5,172	11,429	27,437
都筑区	152,880	21,314	2,793	9,607	33,714
戸塚区	179,461	16,912	3,709	4,580	25,201
栄区	74,251	6,279	2,090	3,508	11,877
泉区	84,004	2,857	947	2,576	6,380
瀬谷区	74,130	4,640	1,042	2,032	7,714
合計	2,585,809	298,407	61,594	94,518	454,519

市内全体で約45万5千人の帰宅困難者が発生すると想定しています。緑区では、約1万5千人の人が帰宅困難となります。

さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されますので事業者、学校等については留め置きや時差帰宅等の対応が必要です。



第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区は、区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る（自助）」の観点から、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料、水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるとともに、区又は市が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

また、「皆のまちは、皆で守る（共助）」の観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図り、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

区民の生命、身体を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取り組みを推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 地震情報等の収集及び活用

地震防災対策を効率的、合理的に推進するため、各種研究機関と連携し情報の収集及び共有に努めるとともに、地震に関する観測機能を適正に維持し、得られた観測データを有効に活用します。

1 地震情報の収集

(1) 強震計ネットワークシステム

市域内に設置した強震計の情報から、地震発生後3分で震度を把握します。

(2019年4月現在：市内42箇所に設置)

(2) 土木防災情報システム

土木事務所が収集する道路上の実被害情報等を、本システムを用いて活用します。

2 地震データ等の活用

(1) 地震マップ

強震計で得られた観測データはインターネット等で公開しています。また、市域内の震度分布を表した地震マップを公開しています。

(2) 横浜市民地震防災情報（わいわい防災マップ）

発災時に予想される様々な危険性や、また、それらの危険を回避するための情報を事前に提供することで、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの地震被害軽減の行動を促すことを目的として公開しています。

第2節 防災情報通信等の活用

1 危機管理システム

危機管理システムは、各区役所と市危機管理室、関係局をYCAN(市内LAN)で結び、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムで迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するとともに、各所に設置したカメラの映像を統合して出力できるシステムです。

2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

3 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をWebサイトに掲載し、インターネットで市民等がその情報を確認できるシステムです。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

5 緊急地震速報

区庁舎に緊急地震速報の受信設備を導入しています。

6 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定の増強

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の増強指定に向けた取組を進めます。

(2) 防災行政用無線及び衛星携帯電話などの整備・更新

情報受伝達手段の多重化を図るため、停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも活用可能な防災行政用無線及び衛星携帯電話を配備しています。なお、防災行政用無線については、関連機器の更新等を定期的に行います。

(3) 特設公衆電話線の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に特設公衆電話線を整備しています。また、整備した特設公衆電話は、地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報伝達手段として必要に応じて活用します。

(4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会緑区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会緑区支部との連携を強化しています。

第3節 消防の体制

1 緑消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には1箇所の消防署と4箇所の消防出張所が配置されています。また、大規模地震時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防隊が増強整備されています。

2 緑消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、緑消防団には活動拠点となる19箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを26台配備しています。

第4節 防災備蓄計画

1 備蓄庫の整備

発災直後の物資の確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を考慮し、地域防災拠点等に

食料、水缶詰、生活用品等を備蓄しています。

なお、横浜市では各家庭に最低3日分の備蓄を啓発していますが、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が期待できることを踏まえ、避難者1人あたりの2食分（乳児については3日分）を備蓄し、計画的に更新しています。また、食料の備蓄にあたっては、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄体制とします。

また、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレトペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク（アレルギー対応のものを含む）を、1人あたり1セット（3日分）備蓄します。

また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

帰宅困難者への支援として、食料、水缶詰、アルミブランケットやトイレパック等を、駅周辺及び多数の徒歩帰宅者が想定される幹線道路付近の帰宅困難者一時滞在施設に整備します。

また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

【資料編 資料3「緑区帰宅困難者一時滞在施設一覧」 参照】

5 水の確保

(1) 配水池

配水池では、震度5弱以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、配水池の2槽のうちの1槽の緊急遮断弁が閉じられ、飲料水が確保されます。

なお、もう1槽は、消火用水などに使用するため開放しておきます。

【資料編 資料4「緑区給水場所・給水施設一覧」 参照】

(2) 災害用地下給水タンク

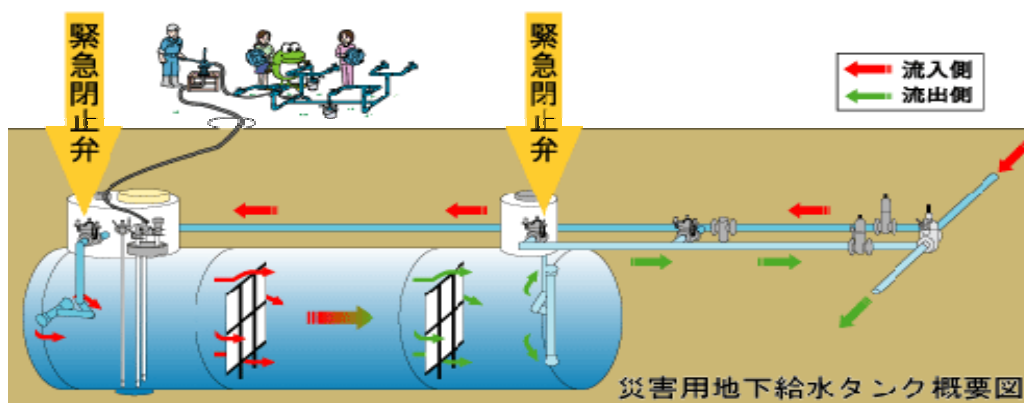
災害用地下給水タンクは、平常時は配水管の一部として水道水が流れていますが、地震により配水管の水圧が下がると流入・流出の弁が閉まり、飲料水を貯留する構造になっています。

市域全体が均一となるよう、おおむね半径1キロメートルを基準として、地域防災拠点の小・中学校を中心に整備しています。

災害用地下給水タンクは、水道局職員がいなくても対応できるよう、地域住民による給水訓練が実施されています。

なお、災害用地下給水タンクは、原則として市民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合

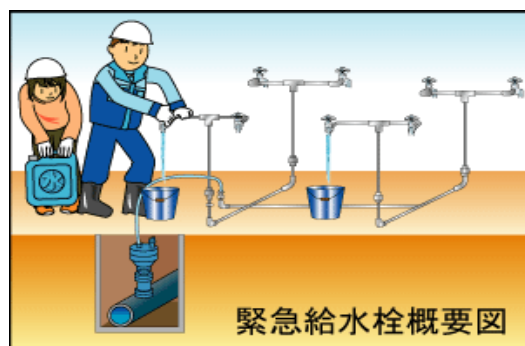
が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。



(3) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付けて給水する施設で、地域防災拠点の市立学校、区役所、公園等に設置しました。

水道局職員は、発災後、緊急給水栓までの管路を優先して復旧・確認等を行い、発災後おおむね4日目以降に断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



(4) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所及び帰宅困難者一時滞在施設等に、水缶詰（350ml）を備蓄しています。

(5) 災害応急用井戸の指定、活用

震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、所有者の協力を得て活用します。

(6) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

イ 消火栓の活用

災害時地下給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽の活用もできない地域防災拠点については、水道局職員による点検確認後に消火活動に影響のない場合に限り、拠点周辺の消火栓を活用します。対象の拠点には、専用の開栓器と応急給水装置の配布を進めています。

第2章 避難場所等

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、大規模火災や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
大規模な火災	広域避難場所

第2節 地域防災拠点（指定避難所）

1 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な22箇所の市立小中学校等を指定しています。

また、地域防災拠点は、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

【資料編 資料1「緑区地域防災拠点・デジタル移動無線拠点番号一覧」 参照】

2 情報受伝達手段

一般固定電話による通信が困難な場合に備え、被害情報や避難情報など各種情報の受伝達手段として、防災行政用無線（デジタル移動無線）機、アマチュア無線及び特別公衆電話回線を各地域防災拠点に配置しています。

【アマチュア無線非常通信協力会との連携】

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から「アマチュア無線非常通信協力会緑区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部間との情報受伝達体制を確保するとともに、連携・協力の体制づくりを推進します。

3 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

【資料編 資料2「地域防災拠点 備蓄物資一覧」 参照】

第3節 広域避難場所

地震に伴い大火災が発生して延焼拡大した場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などを指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでで、長くても数時間程度と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などの備蓄はされておられません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心になります。

【資料編 資料5「緑区広域避難場所一覧」 参照】

第4節 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会等が事前に選定し、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集まる場所です。（広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。）

【いっとき避難場所の選定】

- ・ 地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した場所であること。
- ・ 避難者の安全がある程度確保できる小公園等のスペースであること。

第5節 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活では十分な支援が受けられない要援護者のために、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、あらかじめ期限を定めて使用します。

なお、福祉避難所は、あらかじめ施設ごとに定められた人数の範囲内で、区本部長が必要と認めた避難者の受入れを行います。

【資料編 資料9「緑区福祉避難所一覧」 参照】

第3章 緊急輸送路

第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。発災時には、この路線を主体に緊急巡回、点検、緊急措置、道路啓開を行います。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

1 緊急輸送路第一次路線

一般国道や規模の大きい幹線道路からなる広域的ネットワークの重要路線で輸送の骨格をなす道路です。他都市からの災害対策の支援を受け入れるための主要な搬入路となるため、他の道路に先駆けて最優先に通行確保を行います。

2 緊急輸送路第二次路線

緊急輸送路第一次路線を補完し、地域内での災害救助活動に使用する道路です。不測の事態に緊急輸送路第一次路線の代用とするほか、緊急輸送路第一次路線から区内の地域防災拠点へ

と順次連結していくための重要な道路となります。

3 土木事務所長選定路線

上記2路線のほか、地域の輸送上必要な路線として、土木事務所長が4路線を指定しています。

【資料編 資料6「緑区緊急巡回・点検路線図」 参照】

第2節 建設業協会との連携

災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うため、定期的に連絡・確認を行っています。

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」に向けた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の連携

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割

太枠：人命にかかわる対応

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人）	身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅避難 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難）	自宅の補修、建て替え 疎開
	災害危険箇所・避難所等の確認 いっつき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備	住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制	
	ハードの整備 公共建築物の耐震補強 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備 ・海拔標示 ・津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童・生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上	市・区本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 応急医療の実施 ・災害医療拠点病院での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導 学校児童・生徒の留め置き 臨時休校措置	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降） 被災者の生活支援 ・生活相談 ・職業のあっせん ・各種支援金 ・見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、り災証明の発行 ・公共料金の減免、融資 等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 ・震災復興ガイドラインの策定 ・都市復興の基本方針の策定 ・震災復興基本計画の策定 ・地区別整備計画 ・地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災啓発

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災啓発を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、地域防災拠点を担当する職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等についての普及に努めます。

- (1) 防災マップや防災パンフレット等の広報媒体や啓発資料の作成・配布
- (2) 防災講演会など、啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 自治会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 地域防災の取組み支援

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを修了した者に対して「横浜防災ライセンス証」を交付します。受講した防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

ライセンスの種類には、

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があります。ライセンス習得後は、日頃から習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てます。

また、ライセンス習得者相互の情報共有を目的として「緑区防災ライセンスネットワーク」を設立しています。

【ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材】

ライセンス名称	取り扱う防災資機材（講習内容）
(1) 生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレの取扱方法（実技）
(2) 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機の取扱方法（実技）
(3) 資機材取扱指導員 （(1)、(2)の指導者）	ア 横浜市の防災行政（講義） イ 指導者としての心得（講義） ウ 生活資機材と救助資機材の取扱の指導方法（実技）

4 学校防災教育の推進

児童・生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を支援します。

また、学校・PTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員への研修

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 区民のとるべき措置

災害による被害をできるだけ小さくするための取組である減災行動の一環として、区民は日頃から次の備えを行うこととします。

項目	主な内容
区民のとるべき措置	<ol style="list-style-type: none">1 感震ブレーカーの設置など日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止対策やガラスの飛散防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話用充電器、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。7 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。8 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。9 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置を促進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を促進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。この場合、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

1 訓練の目的

区役所、消防、警察及び防災関係事業者等との訓練を実施することにより、各機関の連携を強化し、災害対応力の向上を図ります。

また、初動対応や情報受伝達等の個別訓練や図上訓練の実施に努めます。

2 区職員に対する訓練

区職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に、拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師や応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識や資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難場所での炊き出しや物資の仕分けなど特別の資格等を必要としない「一般ボランティア」に区分され、「専門的ボランティア」の活動調整は各所管局が実施します。

2 災害ボランティアセンター等との連携体制の確立

(1) 災害ボランティアセンターとの連携

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、緑区、緑区社会福祉協議会間での役割や位置づけを協定書等で定め、発災後の迅速な相互連絡とその後の定期的な情報交換・連絡会議を行う体制を整備します。

(2) 訓練等によるノウハウの蓄積、連携の強化

災害ボランティアセンターを速やかに設置し運営するため、緑区、緑区社会福祉協議会は連携を強化し、情報を共有しながら、設置ノウハウを蓄積・共有します。

(3) ボランティアが活動しやすい環境の確保

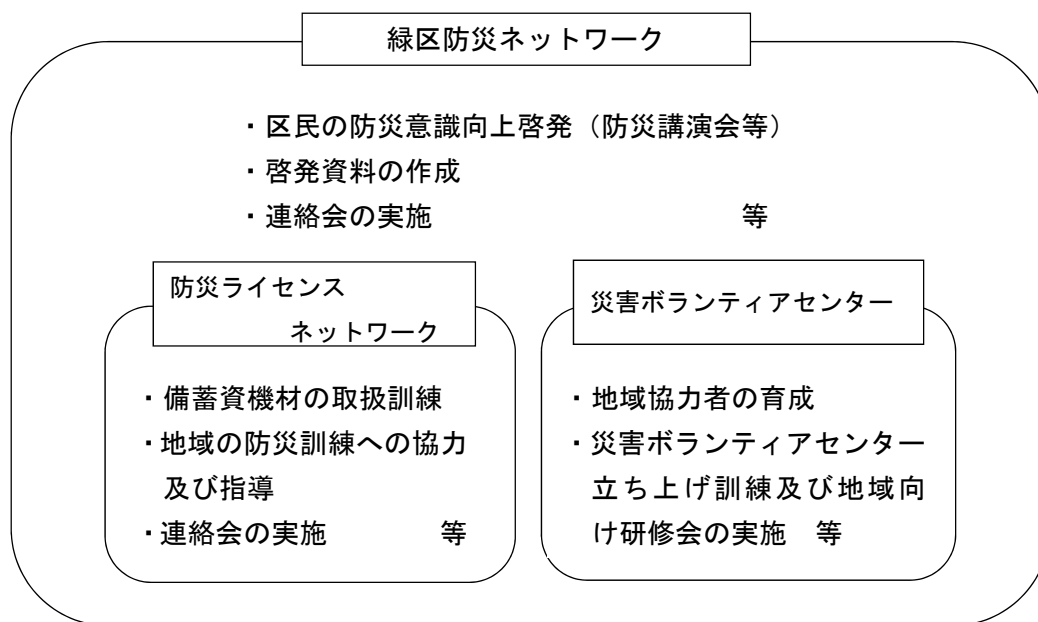
区本部ボランティア班は被災地の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティア活動が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

3 ボランティアの活動拠点

区災害ボランティアセンター	活動内容
ハーモニーみどり (代替施設：緑区市民活動支援センター「みどりーむ」)	1 ミーティングや作業等に活用 2 ボランティア希望者の受付、被災者からのニーズ等とのコーディネート、他区拠点への支援調整 3 地域防災拠点との情報の受伝達

第7節 緑区防災ネットワーク

地域の防災力向上等を目的として、区民と行政等が連携し下記の各種防災関連の事業を実施します。



第5章 災害に強い地域づくり

緑区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 緑区災害対策連絡協議会

緑区災害対策連絡協議会は、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成され、住民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進しています。

【資料編 資料7「緑区災害対策連絡協議会構成団体一覧」参照】

2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所及び消防署が中心となり自治会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

また、町の防災組織は次のような取組を実施します。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること。
- (11) その他防災に関すること。

< (例) 町の防災組織構成 >

(〇〇自治会 1班)

庶務班	避難場所の確認・その他	総務部・福利厚生部
情報班	地域と避難所の情報収集	広報部・文化部
消火班	初期消火の実施	防犯防火部・体育部
救出救護班	救出とけが人の救護	青少年部・保健衛生部
避難誘導班	住民の避難誘導	渉外部・交通部
給食給水班	炊き出しの実施など	婦人部

〇〇自治会 (防災本部)
本部長：〇〇自治会長
副本部長：××副会長

(〇〇自治会 2班)

(〇〇自治会 3班)

3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置します。また、運営委員会相互の緊密な連携を図るため、各運営委員会の委員長で構成する、緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

(1) 平常時の主な活動

町の防災組織と綿密に連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備と、要援護者の見守り活動など、地域コミュニティを形成することとします。また、地域防災拠点訓練では、災害時の避難所としての効果的な開設・運営ができるよう区役所や防災ボランティア団体などと連携するとともに、地域の把握や防災リーダーの育成などの地域防災力が向上するよう努めることとします。

(2) 災害発生時の主な活動

災害発生時には、避難生活をおくる場所としての基盤の形成と、住民による救出・救護活動の拠点、在宅被災者支援のための情報受伝達拠点として機能するよう、市職員の動員者や学校連絡調整者等と連携して、地域防災拠点を運営します。また、中長期化する避難生活においては、避難所での衛生面や被災者のこころのケアなど、区役所やボランティアセンターと連携して運営します。【資料編 資料8「緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則」 参照】

項目	地域防災拠点運営委員会の主な活動
地域防災拠点運営委員会の組織・運営	<p>1 平常時の主な活動</p> <p>(1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難所運営方法等の打ち合わせ及び運営マニュアルの作成</p> <p>(2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催</p> <p>(3) 避難所開設・運営訓練など、防災訓練の実施及び参加</p> <p>(4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚</p> <p>(5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成</p> <p>(6) 地域のボランティア団体との連携</p> <p>(7) その他地域防災力の向上に必要な事項</p> <p>2 震災発生時の主な活動</p> <p>(1) 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て</p> <p>(2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導</p> <p>(3) 防災資機材等を活用した救出・救助</p> <p>(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護</p> <p>(5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生</p> <p>(6) 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し</p> <p>(7) 避難所及び避難時周辺の被災情報及び生活情報の収集</p> <p>(8) 避難所及び避難時周辺への情報提供、救援物資の要請受付</p> <p>(9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供</p> <p>(10) 防犯パトロールの実施</p> <p>(11) その他必要な事項</p>

4 町の防災組織と地域防災拠点

(1) 役割

東日本大震災の教訓からも、多くの家屋の倒壊や流出時には地域防災拠点などの公的避難場所のほかにも、集会所や寺院など、比較的小規模な場所で区民が任意で避難場所を設置することが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、区民が任意で設置した避難場所や在宅被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。

そこで、平常時からの自治会等の各種委員の活動や、地域防災拠点運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図っていくこととします。

(2) 町の防災組織及び地域防災拠点での地域訓練

ア 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、いつとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そこで、平常時から自治会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

イ 地域防災拠点訓練

地域防災拠点が災害時に「災害時における住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「災害に関する情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うためには、図上訓練（Dig・HUG 訓練）の実施など、対応イメージが地域防災拠点運営委員会で共有化され、実動訓練に繋げていくことが重要になります。

実動訓練の実施に際しては、地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員（防災参与）が訓練の構成を支援して実施します。

第2節 災害時要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた災害時要援護者対策を推進します。

2 要援護者の事前対策

(1) 地域の中で「災害から要援護者を守る」ための取組の推進

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ことについて普及啓発します。

また、日頃から、自治会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員及び近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 地域での要援護者の把握方法

ア 手上げ方式

災害発生時に一人では避難が困難な高齢者や障害者（要援護者）の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いにより行えるよう、あらかじめ要援護者の情報を登録し、地域が

その情報を共有するためのシステムです。登録は希望者からの登録制となっています。

区民（地域）が支えあうという仕組みを前提に、その趣旨に賛同された要援護者の方々が「防災ささえあいカード」を自治会等や地域防災拠点などに提出しています。このシステムにおける共助の仕組みづくりは、自治会等を中心にして、地域防災拠点運営委員会や、民生委員などとの連携が重要であり、平常時から活発な情報交換や話し合いが必要になります。

提供された「防災ささえあいカード」を基に、地域が発災時に要援護者の安否確認、避難所への誘導等の支援を行う仕組みの構築を推進していきます。

イ 同意方式

区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式です。

ウ 情報共有方式

区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式です。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第 49 条の 11 及び横浜市個人情報保護条例第 10 条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この名簿には、地域に個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

第 3 節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じ、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間、休日など職員が少ない状態における災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

また、地震への備えとして、最低 3 日分の飲料水の確保策を講じるとともに、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会、企業等との災害時における避難の協力等の連携を強化します。

第 4 節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性確保とともに、食料、水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄

や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童・生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導体制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。あわせて、該当校の地域防災拠点運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所の運営方法、役割分担、救急処置体制、学校再開準備などについて、当該地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難所となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

地域防災拠点運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一画や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。

第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童・生徒に対して、防災ハンドブック等を活用した防災教育・訓練を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の応急対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTA

と協議し、地域の自治会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第7章 津波関係

横浜市において一番影響を及ぼす可能性がある津波は、「慶長型地震」により東京湾の鶴見川河口から入り込む津波ですが、横浜市地震被害想定津波被害予想では、東京湾に津波が到達した場合の、鶴見川の津波遡上による緑区への被害はないと想定しています。

なお、今後、東京湾に大津波警報等が発令された場合については、状況に応じて広報車等を出向させ河川巡回に当たります。また、職員は他区への災害応援対応を行うことがあります。

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

人命を守ることをはじめとして、発災後必要となる応急活動は、一刻も早い対応が求められ、対応の遅れは、更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要となります。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮することが大切です。

1 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後72時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

2 消火活動の優先

出火防止及び初期消火を優先し、火災の早期鎮圧、拡大防止を図ります。

3 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達しなければなりません。

4 関係機関等との連携

(1) 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立します。

(2) 市民、事業所等

市民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立しなければなりません。

5 区民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施しなければなりません。

第2章 災害対策本部等の設置

第1節 緑区災害対策本部等の設置

1 緑区災害対策本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、次の場合、速やかに緑区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下

「市本部長」という。)に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害対策を実施し、被害を最小限に止めます。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。

2 緑区災害対策警戒本部の設置

区長は、気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき、緑区災害対策警戒本部(以下「区警戒本部」という。)を設置します。

3 緑区警戒体制

次の場合、区長は、警戒体制(以下「区警戒体制」という。)をとります。

- (1) 市域において震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (2) 気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されたとき。

4 区本部の代替施設の事前指定

区長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等何らかの理由により使用できなくなり、本部を設置できない場合を想定して、事前に耐震性等を考慮した上で、代替施設を指定します。

緑区災害対策本部代替施設	ハーモニーみどり
--------------	----------

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「警戒宣言」「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織・運営

1 区本部の組織

- (1) 区本部長
区本部長は区長をもって充てます。
- (2) 区副本部長
副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、資源循環局緑事務所長、緑土木事務所長、緑消防署長及び水道局青葉水道事務所長をもって充てます。
- (3) 地区隊長及び消防地区本部長
ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
緑土木事務所地区隊	緑土木事務所長
資源循環局緑事務所地区隊	資源循環局緑事務所長
水道局青葉水道事務所地区隊	水道局青葉水道事務所長

イ 消防地区本部長は緑消防署長をもって充てます。

2 職務権限

- (1) 区本部長（区長）
 - ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
 - イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令
 - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
 - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 消防地区本部長及び各地区隊長（緑消防署長、緑土木事務所長、資源循環局緑事務所長、水道局青葉水道事務所長）
 - ア 所管する災害応急対策を実施
 - イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応
ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは区本部長に対しその旨を通報します。
- (3) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）
 - ア 区本部長の補佐
 - イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (4) 区本部各班長（課長）
 - ア 班員に対する指示
- (5) 班員（係長及び職員）
 - ア 班長の指示に基づく災害応急対策

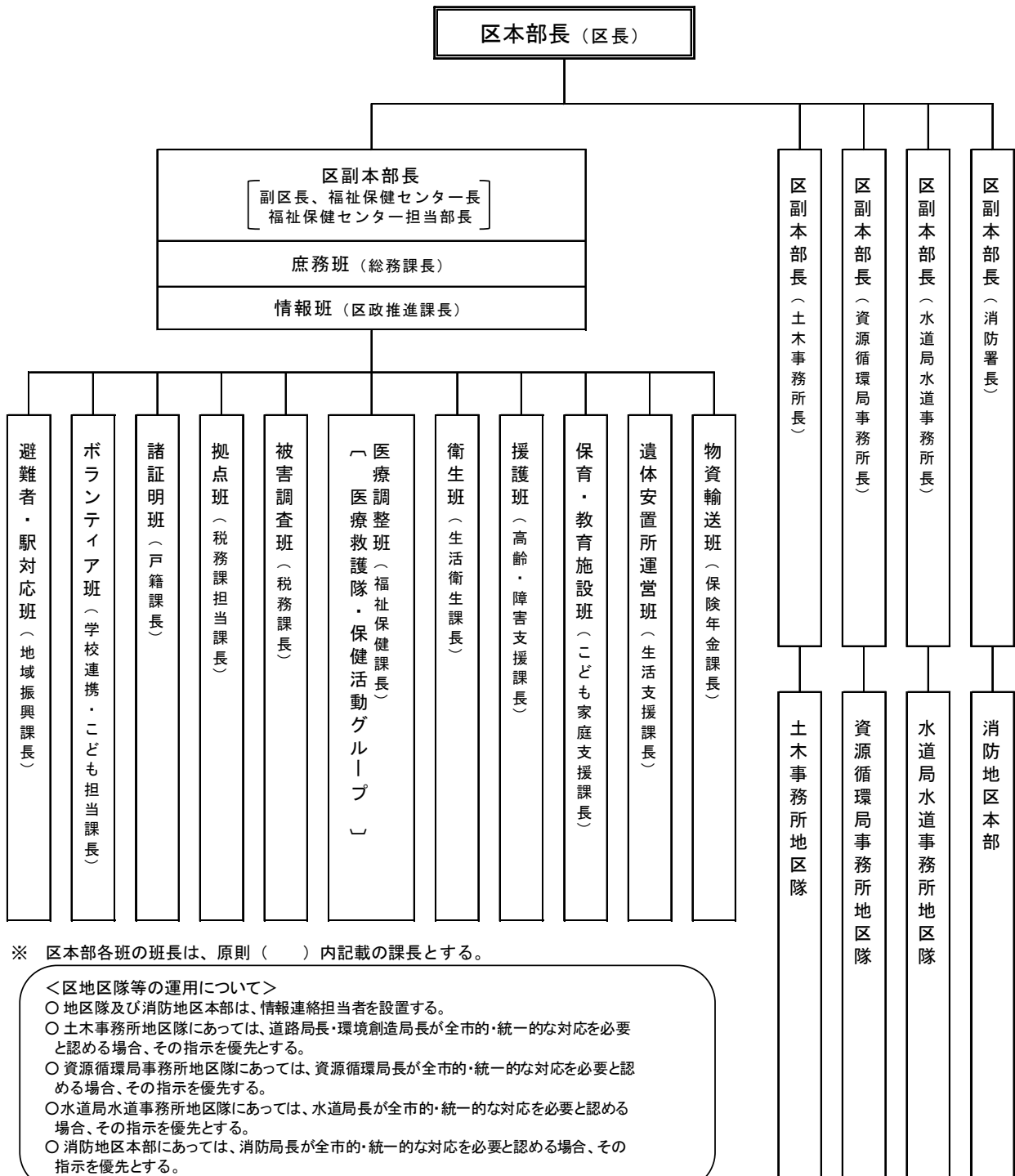
3 班体制及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のページのとおり構成されます。

【班体制】

緑区災害対策本部

区災害対策本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則（ ）内記載の課長とする。

<区地区隊等の運用について>

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 水道局水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長命令の伝達に関する事。 3 区本部の庶務及び記録に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 報道及び広報対応に関する事。 7 災害関連情報に関する事。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 避難勧告等に関する事。 11 職員応援要請に関する事。 12 支援職員の受入れに関する事。 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。 14 区本部職員の動員に関する事。 15 区本部職員の厚生に関する事。 16 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。 18 庁舎の管理保全に関する事。 19 所管車両の保全に関する事。 20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関する事。 21 他の班の所管に属さない事。 22 その他特命事項に関する事。 	<p>1～22 同左</p> <p>23 区本部の予算経理に関する事。</p> <p>24 区災害応急対策計画の策定に関する事。</p>	<p>1～24 同左</p> <p>25 区災害復旧計画の策定に関する事。</p>
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関する事。 3 応急対策活動の集約に関する事。 4 災害関連情報の広報活動に関する事。 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関する事。 6 通信機器等の保全に関する事。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。 9 指定管理施設の被害状況に関する事。 	同左	同左
避難者・駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設及び津波避難施設の避難者の把握に関する事。 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関する事。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関する事。 10 その他必要な事項に関する事。 	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事 3 必要なニーズ等の広報に関する事 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事	同左	同左
諸証明班	1 死亡届の受理及び火・埋葬許可に関する事	1 同左 2 倒壊建物等の罹災台帳の作成に関する事 3 倒壊建物等の罹災証明の発行準備及び広報に関する事	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明の発行に関する事
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関する事 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)並びに運営支援、情報収集及び避難者ニーズ対応に関する事 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事 4 避難者の対応に関する事 5 地域住民への情報提供・広聴に関する事 6 任意に開設された避難所の把握に関する事	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関する事	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関する事 2 応急危険度判定調査の支援に関する事 3 宅地危険度認定の支援に関する事	1～3 同左 4 倒壊建物等の被害認定調査の準備及び広報に関する事 5 倒壊建物等の被害認定調査の実施に関する事 6 被害認定調査表の作成に関する事	1～6 同左 7 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関する事。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関する事。 4 医療救護隊の編成及び診療に関する事。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関する事。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関する事。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～9 同左 10精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 	同左
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 3 生活衛生に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。 	同左
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関する事。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関する事。 5 その他要援護者の支援に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～5 同左 6 要援護者を中心とした被災者の生活相談、福祉相談に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関する事 2～6 同左 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育・教育施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関する事 こと。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関する事 こと。 3 区本部庶務班との連絡調整に関する事 こと。 4 市立保育所の児童の安全確保に関する事 こと。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関する事 こと。 6 市立保育所の保育の早期再開に関する事 こと。 7 市立保育所の児童の引渡しに関する事 こと。 8 緊急保育に関する事 こと。	同左	同左
遺体安置所運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関する事 こと。 2 行方不明者の把握に関する事 こと。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に 関する事 こと。	1～3 同左 4 引取人のいない遺体の焼骨に 関する事 こと。	同左
物資・輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事 こと。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事 こと。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事 こと。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事 こと。	1～4 同左 5 不足救援物資 等の把握に 関する 事 こと。	同左
土木事務所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する事 こと。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事 こと。 3 緊急輸送路等の確保に関する事 こと。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事 こと。 5 河川、下水道管きよ及び公園緑地の被害状況の把握に 関 する 事 こと。 6 河川、下水道管きよ及び公園緑地に係る応急対策の立案 並 びに 実 施に 関 する 事 こと。 7 工事箇所の保全に関する事 こと。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に 関 する 事 こと。	同左	同左
資源循環局事務所地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事 こと。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提 供に 関 する 事 こと。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事 こと。 4 トイレ対策班への応援に関する事 こと。	同左	同左
水道局水道事務所地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に 関 する 事 こと。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事 こと。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 各地区隊及び消防地区本部にあつては、関係局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

本市職員は、区本部が設置された場合等には、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

1 区本部設置時の配備体制

本市職員は、区本部が設置される時は、あらかじめ定められた動員計画に基づき、直ちに参集し、必要な任務を遂行します。

なお、区長は、区警戒本部を設置する場合及び警戒態勢をとる場合についても、あらかじめ参集する職員を指定します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における災害応急対策の実施

- (1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。また、動員期間終了後も各局および被害が少ない区は、引き続き災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を一定期間、被害の多い区に派遣することとします。

- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに、被災者支援上必要な業務を継続します。
- (3) 区本部と消防署との連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区本部の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部に代わって実施できる事項は次の通りです。

ア 初期情報の提供

消防地区本部から区役所業務員に発災初期の情報を連絡します。

イ 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（地区隊等）から収集した情報は消防地区本部で取りまとめます。

ウ 区民への情報提供

消防地区本部広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じる恐れがあるときは、市本部長に他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、あらかじめ定められた動員先に直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

なお、保育及び介護等を要する同居家族がいる職員で、自ら保育及び介護等を実施するほか手段がなく、直ちに参集することが困難になった場合は、所属長にその旨を報告するとともに、保育及び介護の手段を確保するよう努め、速やかに参集することとします。

- | |
|---|
| (1) 大震法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。 |
| (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。 |
| (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 |
| (4) 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたととき。 |

2 動員区分及び動員先

- (1) 前記1(1)、(2)に該当する場合は、次の表のとおりあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

【区職員】

動員区分		動員先
所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場 指定された地域防災拠点

【局職員】

動員区分		動員先	
直近動員	所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場
	所属直近動員	所属する職場又は各区の事務所に動員します。（環境創造局及び資源循環局等）	所属する職場（時間内） 各区事務所等（時間外）
	区本部動員	区本部に動員します。	区本部

動 員 区 分			動 員 先
直 近 動 員	拠点動員	地域防災拠点に動員します。	指定された地域防災拠点の区本部（時間内） 指定された地域防災拠点（時間外）
	市本部動員	市本部に動員します。	市災害対策本部

- (2) 前記 1 (3)に該当する場合は、次のとおり動員することとします。
津波警報及び大津波警報が発表された場合、原則として市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合の動員区分及び動員先に基づき、動員します。

3 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始します。

- (1) 安全確保
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。
- (2) 参集時の服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。
- (3) 参集途上の緊急措置
参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。
- (4) 被害状況等の報告
参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

第 4 章 情報の収集・伝達

第 1 節 情報受伝達方針

- 1 発災直後、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第 2 節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) 多重系無線（ホットライン）
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 加入電話及び庁内電話

- (6) アマチュア無線等
- (7) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長及び各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたせませす。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員 1 名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたせさせることとします。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達は多重系無線（ホットライン）の活用を原則とします。

多重系無線（ホットライン）が使用できない場合及び他施設との情報受伝達については、本市の無線通信網を活用することとし、次いで、加入電話及び庁内電話、FAX、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民及び防災関係機関からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 情報受伝達に関する訓練及び研修の実施

区本部長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、訓練及び職員の研修を実施します。

4 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、対応・実施事項等を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 安否情報の提供等

1 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口への書面提出により受け付けます。

また、受付にあたっては、照会者の氏名・住所、被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会をする理由等を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類を提示することとします。

3 安否情報の回答

安否情報の照会に対する回答については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、次の表の区分に応じて必要な情報を提供することができます。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

第5節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進するため、地域防災拠点や必要な地域に対し、広報車や職員の派遣による災害時広報を実施します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局航空機（ヘリコプター）による広報を要請します。

1 災害時広報

時間推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、地震概要、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活情報について広報を行います。

また、広報の実施にあたっては、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

第6節 広聴活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談

室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 要望等の処理

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班にFAX等で連絡します。（広聴相談班FAX 045-663-3433）

3 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がり、必要な情報を提供し、市民からの問合せに対応します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急活動

第1節 応急活動体制

1 応急活動の方針

(1) 消火活動の優先

地震発生の初期段階から非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

(2) 人命の救助・救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等が複合して発生するため、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

2 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊、高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき、応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

3 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は、受持区域優先を原則とし、消防地区本部（消防署）、消防隊等と連携を密にし、消防団車両や資機材等を有効に活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集、出火防止及び初期消火の呼びかけを実施します。

第2節 消火活動

1 消防隊等の消火活動（震災消火活動の基本）

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先するものとします。
2 消火有効地域優先の原則	「消火有効区域」と「消火困難区域」で同時に火災が発生している場合は、「消火有効区域」を優先するものとします。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に他の延焼危険部分の消火活動にあたるものとします。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、報道機関、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先するものとします。
5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により火災の延焼を阻止するものとします。

2 消防団の消火活動

- (1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。
- (2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。
- (3) その他の消火活動は、団本部長又は地区本部長（緑消防署長）の指示により実施します。

3 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置を実施し、家族の安全確保を図ります。
- (2) 消火器等を活用し地域の初期消火活動を実施しますが、火災が拡大して危険となったときは、活動を中止して速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

第3節 救助・救急活動

1 消防隊等の救助・救急活動

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施します。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先します。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、障害者、高齢者等の要援護者を優先して実施します。

項目	内容
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助及び救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に実施します。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施します。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施します。

2 消防団の救助・救急活動

(1) 車両隊

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に協力します。

(2) 地域活動隊

速やかに地域内の住民に対し、出火防止の呼びかけ、初期消火の実施、人命救出活動の実施、応急救護活動の実施等を指導するほか、住民の避難誘導や救出・救助活動の協力を努めます。

3 自主防災組織の救助・救急活動

(1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。

(2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救出活動を実施します。

(3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 災害医療体制の整備

大規模地震が発生した場合は、火災、建物倒壊、落下物・転倒物、急傾斜地崩壊、津波などによって多数の負傷者等が発生します。また、災害による心理的影響や避難場所での生活等により、病状の悪化や新たな健康被害が多く発生することが明らかになっています。

このため、災害発生時の災害医療体制を整備し、区民の生命、身体的安全確保を図るとともに、保健活動の早期開始により健康被害の最小化を図ることが重要です。

第1節 活動体制

1 指揮体制

区本部医療調整班は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療の調整にあたります。

また、大規模地震等の発生に伴い多数のケガや病気になった負傷者等が発生した場合は、医療資源の総力を結集して対処し、医療提供における需要と供給のバランスを保つ必要があります。そのため、需要側としての災害時における負傷者等は、その緊急度や重症度に応じた医療機関を受診することとしています。また、供給側としての緊急度・重症度に応じた医療提供体制では、重傷者は災害拠点病院を中心に受け入れ、中等症者は、災害拠点病院以外で受入が可能な病院（災害時救急病院）で受け入れ、軽症者は診療所（クリニック）で受け入れることと

しています。

あわせて、被災を免れた医療機関や薬局は、傷病者等の受入が可能であるという目印として、災害拠点病院においては赤色の「診療中」ののぼり旗を、緑区内の災害時救急病院及び診療所（クリニック）においては黄色の「診療中」ののぼり旗を、開局している薬局においては黄色の「開局中」ののぼり旗を掲げるように協力を求めています。

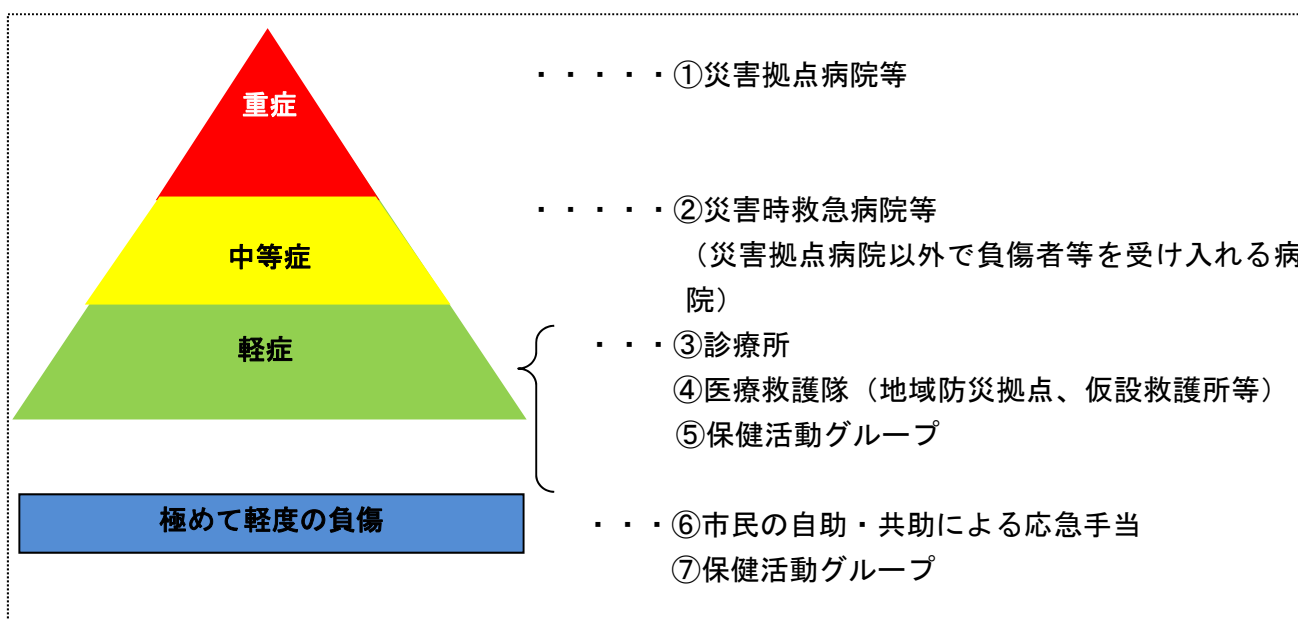
2 区役所の体制

- (1) 区災害対策本部の副本部長である福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括します。
- (2) 区本部医療調整班は区医師会等と連携し、医療機関情報及び負傷者発生情報等の情報収集を行うとともに、市本部医療調整チームと緊密に連携して、区内の災害医療活動を総合的に把握し調整します。
- (3) 区本部医療調整班は、迅速に意思決定できるよう、医療調整及び保健活動に関する権限を有し、医療調整業務等について市本部医療調整チームに、直接、相談及び要望等を行うことができます。ただし、相談及び要望した事項は、速やかに庶務班に報告することとします。
- (4) 平常時から区内の医療関係団体、災害拠点病院、その他関係機関が、災害医療に関する意見交換を行い、情報共有を図ります。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、区本部医療調整班に集約され、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合には、医療活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、震度6弱未満であっても、負傷者等が多数発生しているなど医療救護隊が必要と認める場合は、市本部医療調整チームを通じて、横浜市医師会、横浜市薬剤師会等の医療関係団体に要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員（※2）
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは、看護師及び准看護師を指します。

※2 業務調整員は、職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の活動

医療救護隊の活動場所は、区本部医療調整班が負傷者の発生状況や医療救護隊等に応じて指定します。医療救護隊は、地域防災拠点等の避難所で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行います。

なお、地域防災拠点での診療は学校保健施設を活用します。

(4) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 薬局及び区役所に医療救護隊用の医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局及び区役所に備蓄した災害備蓄医薬品を携行します。

なお、薬局に備蓄した災害備蓄医薬品は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

備蓄する医薬品等の種類

項目	医薬品等の種類		備考
区役所及び薬局	区分	医薬品等の種類	1 備蓄医薬品等に不足が生じる場合、区災害対策本部医療調整班や市災害対策本部医療調整チームとの連携により必要量を確保 2 各備蓄場所に備蓄する医薬品等の種別については、別に定めます。
	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤、慢性疾患薬等	
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、固定副子等	
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等	

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが各区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に処方可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 歯科医療体制

横浜市歯科医師会は、市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は災害時歯科医療対策本部を設置します。また、同時に震度6弱以上の地震が観測された区に情報収集班を立ち上げ、区内の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。

なお、区本部医療調整班は、巡回歯科診療の必要がある場合は、市本部医療調整チームに対し巡回歯科診療班の出動を要請します。

項目	編成基準	活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（各区単位） 歯科医師 2人 2 巡回歯科診療班（各区単位） 歯科医師 1～2人 歯科衛生士 1～3人 必要に応じて歯科技工士等を加えます。	1 情報収集班 地域における歯科医療機関の被災状況・患者受け入れ可能状況等の情報収集を行う。 2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施する。

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第4節 生活衛生

区本部長(衛生班)は、健康福祉局長(健康安全班)及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地、避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地、避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地、避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

4 動物の保護収容

(1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会と連携し対応します。

(2) 区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

第5節 こころのケア対策

大地震による災害(以下「震災」という。)において、多数の区民が死傷したり、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられます。区役所は、関係機関等とも相互に協力して、被災した市民等の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図ります。

1 情報の提供

災害後の被災者は、様々なところからだの変化を体験し、不安な気持ちが増大することから、この不安な気持ちを和らげ、適切な時期に適切な情報を提供することが重要です。

2 被災者への支援等

(1) 早期介入の重要性

震災による近親者の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。メンタルヘルスに関する正しい情報や、

精神保健医療福祉への受信・相談方法等の情報提供について早急に取り組む必要があります。

(2) 「こころのケア」の実施

ア 精神保健医療相談窓口を設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また、被災者対応等にあたる職員のこころのケアについても十分に留意します。

イ こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会議を通じて、地域におけるこころのケアに関する情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

ウ 市本部医療調整チーム等による支援

市本部医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受け入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行うことになっています。また、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対して、こころのケアに関する技術的な支援や協力等を行うことになっています。

3 平常時からの準備

区役所は、事前に「こころのケア」の対応を想定しておくとともに、平常時から、区職員に対して「こころのケア」についての教育研修を図り、区民に対しては「こころのケア」についての普及啓発を行います。

第7章 応援派遣等の対応

1 広域応援活動拠点

防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための広域応援活動拠点となる施設は、原則として次のとおりとします。

広域応援活動拠点
県立霧が丘高校、県立白山高校

※区本部長は、市本部長から県立高校等を広域応援活動拠点として活用する旨の通報を受けたときは、事前に定めた各校の緊急連絡先に使用する旨を伝達します。

※広域応援活動拠点として使用しない場合は、避難場所や物資集積所等として活用します。

2 物資集配拠点

区分	施設名
緑区物資集配拠点	霧が丘学園中学部

第8章 被災者等の避難者対策

第1節 避難計画

1 避難の勧告及び指示

(1) 基準

避難勧告及び避難指示(以下「避難勧告等」という。)は、地震発生後の災害の拡大により、住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に市長又は区長が実施します。

(2) 避難勧告等の実施者及び実施方法等

住民への避難勧告等は、避難勧告等判断・伝達マニュアルに基づき、区本部を構成する職員（区本部職員、土木事務所地区隊、消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難勧告等の公示、ツイッター、ホームページ、広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。また市本部により、津波警報伝達システム、Lアラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して伝達されます。

(3) 避難勧告等の報告

ア 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときには、市本部に対し、避難勧告の実施日時や対象地域、対象世帯数等無線ファクシミリ又は多重系無線（ホットライン）により速やかに報告します。（解除のときも同様に報告します。）

イ 関係機関等への連絡

区本部長は、避難勧告等を実施したときには、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(4) 避難勧告等の解除

区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により受入れを行います。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難場所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が物資や情報を入手します。

イ 補完施設

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、地区センター等の補完施設を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所開設を要請し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受入れを行います。

(2) 避難・受入れ割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難者

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という。）及び地域防災拠点などの公的避難所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難所（車中泊避難を含む、以下「任意の避難所」という）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1箇所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（概ね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断し、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や地域防災拠点運営委員会だけでは避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い、避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童・生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員との連携を図り、児童・生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とし

ます。

ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水・食料・生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難者、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チームとの総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の指定、避難所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、区民生活の自立支援など
学校等	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設及び運営支援など

(2) 避難生活の維持・管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難所運営の維持に努めます。

また、地域防災拠点運営委員会の主な活動は、次のとおりとします。

- ア 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当及び医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の配布及び炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要な事項

(3) 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対する配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳スペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ オムツ交換スペースの確保
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性に配慮したスペースの確保 ・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 福祉用具などのニーズの把握
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

5 補完施設の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合又は避難所が機能しない場合等においては、区内の地区センター等を避難場所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり、備蓄品等を整備確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 区民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉局各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会及び地域の「声かけ・見守り」ネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している地域防災拠点ごとの災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

- (1) 地域防災拠点での援護

- ア 障害に応じた配慮・支援の実施
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 要援護者用スペース等の確保
- オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握・決定
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

- (2) 在宅の要援護者等への援護

- ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適

切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班がボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受け入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受け入れの決定

福祉避難所での受け入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

(1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。

(2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受け入れにあたっては、緊急入所によるものとします。

(3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、福祉避難所としての受け入れを行います。

(4) 区内の施設だけでは、受け入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局(地域福祉保健班)に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

(1) 高齢者

地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設
【資料編 資料9「緑区福祉避難所一覧」 参照】

第9章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震が発生した場合、警察署に警備本部を設置し、指揮体制を確立して迅速かつ的確な部隊運用を行うとともに、区本部との協力・連携体制を強化します。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した住宅街、商店街等のパトロールの強化や避難所等の定期的な巡回等による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

1 危険防止及び混雑緩和の措置

被害状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、道路管理者等と協力して危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集および提供、車両使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を実施します。

2 交通規制の実施

交通規制については被害規模や地域道路状況等によって、被災地等の流入抑制、緊急交通路確保を目的として弾力的に実施します。

3 交通情報の収集・広報活動

交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官及び関係機関等から交通情報を収集し、交通規制の内容について、積極的に広報を行い、運転者や地域住民等に周知します。

第10章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建築業防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、土木事務所地区隊に被害状況を報告します。

土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路局（情報収集班）及び区本部に報告します。

(3) 道路啓開の実施

土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

【資料編 資料6「緑区緊急巡回・点検路線図」 参照】

2 緑区の緊急交通路指定想定路線

被災者の救助等、災害応急対策用車両が通行する道路として、県公安委員会が次の道路を指定しています。

- (1) 東名高速道路
- (2) 国道16号
- (3) 国道246号
- (4) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し、又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部運営チームを経由し、関係各区長に輸送車両等の調達を要請します。

2 燃料の確保

燃料の確保が困難な場合、総務局長が「災害時における燃料供給協力に関する横浜市と神奈川県石油協同組合との協定」に基づき、供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認手続き等

- (1) 大地震が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交差点において、緊急通行車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限されるため、市が行う災害応急対策に使用する車両については、平時から緊急通行車両の事前確認申請を行い、事前届け出済証等の交付を受けておくこととし、発災時における確認手続きの円滑化を図ります。
- (2) 緊急通行車両確認証明書（以下、「証明書」という。）及び標章の交付を受けたときは、証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者、または死亡の疑いのある者の捜索を県警察、横浜海上保安部、自衛隊など関係機関との連携を密にし、役割や捜索区域の分担を行い、行方不明者の捜索を迅速に実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、地域防災拠点等において死亡者名簿と避難者名簿の照合を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応するものとします。

1 関係機関との連携

- (1) 神奈川県警察
検視を担当する県警とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。
- (2) 葬祭業者
遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。
また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

- (1) 機能
遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により

確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所を開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行います。	緑スポーツセンター ※なお、必要に応じて他の施設等を確保します。

(3) 遺体安置所の開設及び運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応援派遣等の支援を行います。

ウ 平常時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、遺体情報については、市本部で一元的に管理し、市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の発見・引渡し等

(1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場で遺体を発見した場合又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに警察署又は直近の警察官に通報します。

(2) 遺体の搬送

区本部長は、捜索等により収容された遺体については、警察等関係機関と協力し、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体の検視等

検視は、警察が不自然な死亡の状況について調査するために行います。また、検視の際は遺体に対する洗浄等の措置を行います。

(4) 遺体の検案

検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定するために行います。

(5) 遺体安置所等での取扱い

区本部長は、検視・検案の後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとります。

(6) 身元確認及び遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の

氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(7) 死亡者数の確定及び広報

死亡者数の計上については、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し、確定します。遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報を基に警察と協議のうえ、統一的行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、協定に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災したときは、配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、逐次速やかに復旧工事を行い、各戸給水まで回復させます。また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図ります。

第2節 物資の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者又は生活必需品を喪失した被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握や区本部及び避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

区民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部に対し物資等の供給を

要請します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は、次のとおりとします。

- ア 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
- イ 地域防災拠点の避難者（自宅で起居できなくなった被災者）
- ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から市が締結した協定に基づき、店頭在庫を調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、「救援物資受入れ・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て、物資の受入れ・配分を実施します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

第13章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要となります。

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

- (1) し尿
地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿
- (2) 災害ごみ（生活ごみ・避難所ごみ、片付けごみ）
家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの
- (3) 解体廃棄物（災害がれき）
損壊した建物等の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「燃やすごみ」等とは区別して、別途収集します。

なお、解体廃棄物、津波堆積物の処理は復旧・復興期に対応します。また、事業系ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行います。

第2節 トイレ・し尿対策

1 地域防災拠点における対応

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを優先的に利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置及び使用

ア 災害時に下水配管が損傷した場合は既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレを利用します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、下水直結式を優先して利用します。

イ 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

ウ 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを利用します。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、市本部へ要請し、収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。

エ 備蓄トイレパックは既存トイレの便器にセットし、利用します。また、和式トイレの利用が難しい人のために、既存の和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。

オ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。

(3) 仮設レンタルトイレ

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を資源循環局に報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から資源循環局に連絡します。

2 広域避難場所による対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄しているトイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパックを運搬し利用します。

4 仮設トイレの管理

(1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点運営委員会が行います。

(2) 地域防災拠点運営委員会はトイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

5 し尿くみ取り対策

地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業は、発災後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止して地域防災拠点における収集を行います。

第3節 家庭系ごみ対策

1 生活ごみ・避難所ごみの収集

生活ごみ・避難所ごみの収集は発災からおおむね72時間後までに開始することとします。収集にあたっては、避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等を最優先で実施します。

なお、ごみの分別については、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様とし、発災から1か月程度は「燃やすごみ」を最優先に収集します。

2 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は、「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第14章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童・生徒の安全確認及び被災状況の確認を行い、その状況を教育委員会事務局長及び区本部長に報告するとともに、学校の防災計画に基づく状況に応じた適切な措置を講じます。

イ 学校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、以下のとおりとします。なお、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決めが交わされている場合はこの限りではありません。

(ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行います。また、人員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援します。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動は、「児童・生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。

また、避難場所に、保護者が引き取りに来るまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長（以下「施設長」という。）に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年局長に報告します。

第15章 公共施設等の応急対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策及び避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部及び防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに火災防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに、初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握及び報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部（施設管理部局）及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

第2節 土木施設の応急対応

土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策

第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談（援護班）

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。（ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。）

また、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等（援護班）

(1) 被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名 称	対 象 者	種 別
災害弔慰金	遺族	支給
災害障害見舞金	精神又は身体に著しい障害を受けた者	支給
災害援護資金	家財等に被害のあった者（災害救助法の適用）	貸付
災害援護資金 （生活福祉資金）	低所得世帯	貸付
災害見舞金・弔慰金	被災者又は遺族	交付

(2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」に沿って、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で適正に配分します。

3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、条例・規則等に基づき、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

1 応急仮設住宅の供与（援護班）

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項に定める救助の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅又は民賃借上仮設住宅（みなし仮設住宅）によるものとします。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 本市に委任を通知された場合の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

2 入居者の選定等(援護班)

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに市が行います。また、入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者における優先順位を設定します。加えて、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区本部と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営には女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

第3節 災害がれき等(解体廃棄物)の処理

1 倒壊した建物の解体作業や解体作業により生ずる解体廃棄物の収集運搬・処理処分については、次のとおり行うものとします。

(1) 住居家屋や中小事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
住居家屋や中小事業者	所有者・管理者	市	市

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が行うものとし、解体経費を本市が負担します。

(2) その他の事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
その他の事業者	所有者・管理者	所有者・管理者	所有者・管理者

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が支援するものとし、解体、収集運搬及び処理処分経費を本市が一部若しくは全部を負担します。

2 解体作業及び収集運搬・処理処分

本市が必要と認めた場合、区本部長は、区民より提出される解体撤去申請を受け付けます。

3 解体廃棄物等の処理計画（災害廃棄物処理実行計画）に向けての調整

各区本部は被災状況等の各種情報を市本部に報告を行う。それら各種情報から、市内の解体廃棄物発生量を推計し、生活ごみ・避難所ごみ等の処理計画を踏まえて、資源循環局は災害廃棄物処理実行計画を策定します。

なお、本市による処理は、人命救助や道路啓開あるいは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先します。

第2章 罹災証明書

区本部長は、「災害対策基本法」に基づき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」、に準拠した「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付します。

第1節 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査で、発災後おおむね4日目を降から、罹災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目を降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

第2節 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請により交付するもので、災害救助法及び被災者生活再建支援法や市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被害認定調査の結果に基づき証明するものです。

罹災証明書の交付は、発災後おおむね20日目を降から、住家の罹災証明書を優先して交付します。

第3節 被害認定調査及び罹災証明の分担

罹災証明は、次の分担で行います。

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	消防地区本部	緑消防署長
倒壊建物等	区災害対策本部	緑区長

※火災による被害と地震による揺れによる被害が混在している場合には、消防署長と協議のうえ、罹災証明書を発行します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

発災後、速やかに復興体制を整えるため、市長を本部長とする震災復興本部を設置します。また、復興本部内に局横断的な業務を組織的かつ迅速に対応するため、機能別チームを設置して復興事業を推進します。

第5部 帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防止対策の充実

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、ターミナル駅や大規模集客施設、繁華街等では多数の滞留者や帰宅困難者が発生します。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、主要駅等における混乱防止対策を推進します。

※帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいいます。

第2章 帰宅困難者事前対策

第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進

鉄道事業者、一時滞在施設管理者、緑警察署、緑消防署、緑区役所等を構成員とする帰宅困難者対策連絡会において、情報共有や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

第2節 一時滞在施設の指定

区長は、地震により大量の滞留者の発生が予測される区内主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を指定します。

指定にあたっては、帰宅困難者の受け入れを円滑に行うとともに、地域住民が使用する避難場所と混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

【緑区帰宅困難者一時滞在施設】

2019年4月1日現在

項目	内容・条件等	対象施設
帰宅困難者一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設	緑区内地区センター 4箇所 十日市場スポーツ会館 森村学園 大林寺 緑区民文化センター 創価学会緑文化会館

第3節 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きのほか、これに必要な備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などを啓発し、時差帰宅について協力を促します。

第4節 備蓄品の確保

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、水・食料・アルミブランケット・トイレパック等を備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第3章 帰宅困難者対策

第1節 区本部の対応

区本部長は、主要駅等に避難者・駅対応班を派遣し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、一時滞在施設、駅周辺事業者、警察等と連携し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在NAVI」等を利用して、市本部や区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

第2節 関係機関の対応

1 集客施設等事業者の対応

集客施設等の事業者は、利用者の安全確保を図るため、場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な行動の呼びかけ、災害情報等の広報等を実施します。

2 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

3 企業等の事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めるとともに、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者等)の受入れに努めます。更に可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

4 一時滞在施設の開設

区本部は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するため、事前に指定した施設等に対して帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。

なお、区本部と連絡が不能の場合は、施設の判断で開設を開始します。

帰宅困難者一時滞在施設が開設された時は、区災害対策本部から関係機関に連絡し、帰宅困難者に情報提供等を行います。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目(発災翌日)は区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

【資料編 資料3「緑区帰宅困難者一時滞在施設一覧」 参照】

5 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点(水道水、トイレ、災害関連情報の提供等)となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等を「災害時帰宅支援ステーション」又は「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」と呼び、専用のステッカーを店舗の入口など、利用者の見やすい位置に掲示しています。また、区本部長は事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設します。



災害時帰宅支援ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

6 帰宅困難者に対する物品や情報提供の支援

帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供します。また、災害発生時に、どの一時滞在施設が受入れ可能であるか等の情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在 NAVI」を整備しています。

第6部 東海地震事前対応計画

第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第1節 警戒活動体制

1 区本部の設置準備

区長は、判定会の招集情報の伝達又は報道に接したときは、警戒体制をとるとともに、区本部の設置準備に入ります。

2 区警戒本部の設置

(1) 組織構成

区警戒本部長	副区長
構成	副区長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局水道事務所及び消防署をもって構成する。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	<ol style="list-style-type: none">区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催する。必要と認めるときは、構成する資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防地区本部長に対し、情報収集・伝達のための職員の派遣を要請する。
職員の派遣	<ol style="list-style-type: none">区警戒本部を構成する資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防地区本部長は、区警戒本部長からの要請又は必要と認めるときは、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に派遣する。区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集する。
関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて区災害対策連絡協議会の構成機関等の出席を求める。

(3) 主な対応

主な対応	<ol style="list-style-type: none">区庁舎内に区警戒本部を設置する。東海地震注意情報に関する情報収集・伝達区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握発災時の対応要領の検討（区災害対策本部設置準備）その他必要な措置
構成署所等の対応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

3 区警戒本部の廃止

東海地震発生の恐れがなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、区警戒本部を

廃止します。

第2節 職員の配置と動員

市警戒本部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令します。

1 勤務時間内の配備体制

区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を班ごとに配備につけ、地震防災応急活動の準備を命じます。また、配備についての職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行します。

2 勤務時間外の動員体制

- (1) 区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属職員を動員させ、班ごとに配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。
- (2) 警戒配備の動員対象職員には、参集の連絡は、安否・参集確認システムによりメールで通知されますが、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に動員し、上司の命令に従い、必要な任務を遂行します。

第3節 対応措置

1 広報活動

区警戒本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海地震注意情報に伴う様々な社会的混乱の防止及び地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 関係機関との協力体制

区警戒本部長は、判定会の招集報道に伴い混乱の恐れのあるとき、又は混乱が発生したときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関、その他関係機関と協力してこれらの混乱の収拾を図ります。

3 地域防災拠点の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令に備えて、必要に応じて地域防災拠点へ連絡要員を派遣するとともに、備蓄資機材等の点検・確認を行います。

4 医療救護対策

区警戒本部長は、区医師会等関係機関と調整し、医療救護活動への準備など警戒宣言に備えた応急活動準備を実施します。

第2章 警戒宣言発令時対策

東海地震が発生した場合、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要があります。

第1節 区災害対策本部

1 区本部の設置

区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置し、直ちにその旨を

市本部長に報告するとともに、区内の防災関係機関に通報します。警戒宣言発令時は、「全員配備体制」となります。

2 区本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、区本部長は区本部を廃止します。

第2節 情報の受伝達

1 広報活動

区本部長は、様々な社会的混乱の防止及び地震に備えての防災措置を周知するため、広報車、区ホームページ、ツイッター等を活用して、広報活動を行います。

2 地震防災信号による広報

大震法施行規則第4条に定める地震防災信号により、消防署、消防出張所、消防団器具置場、火災警報のサイレン信号を行う場所において、警戒宣言が発せられた旨の伝達を行います。

警鐘	サイレン
(5点)	(約45秒)
●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	●———— (約15秒) ●————
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第3節 帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、駅等における混乱の発生が懸念される場合は、区防災計画第5部に準じた帰宅困難者対策を実施します。

第4節 事前避難対策

1 地域防災拠点の開設準備

- (1) 区本部長は、地震発生に備えて、地域防災拠点の開設準備のため、区本部拠点班員を地域防災拠点に派遣し、速やかに避難者の収容に必要な措置を講じます。この際、学校長等は、児童・生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力します。
- (2) 区民が自発的に避難を開始した場合は、地域防災拠点を開設し、避難者受入れを行います。

2 避難場所開設状況等の報告

- (1) 区本部拠点班員は、地域防災拠点を開設し、避難者の受入れをしたときは、避難者その他必要事項を把握し、区本部長に報告します。
- (2) 区本部長は、避難状況を取りまとめ、市本部長に報告します。

3 医療救護隊の編成準備

区本部長は、区医師会等関係機関に対して、医療救護隊の編成準備を要請するとともに、区役所等に備蓄している医療品、医療資機材等の点検を行うとともに、補給体制等を確認します。

資料編

資料編 目次

資料 1	緑区地域防災拠点・デジタル移動無線拠点番号一覧	1
資料 2	緑区地域防災拠点 備蓄物資一覧	3
資料 3	緑区帰宅困難者一時滞在施設一覧	4
資料 4	緑区給水場所・給水施設一覧	5
資料 5	緑区広域避難場所一覧	6
資料 6	緑区緊急巡回・点検路線図	7
資料 7	緑区災害対策連絡協議会構成団体一覧	9
資料 8	緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則	10
資料 9	緑区福祉避難所一覧	11
資料 10	主な防災関係機関一覧	12
資料 11	緑区災害時施設利用計画	13
資料 12	緑消防署配置消防車両一覧	14
資料 13	緑消防団保有資機材等一覧	15

1. 緑区地域防災拠点・デジタル移動無線拠点番号一覧

No.	拠点	所在地	電話番号	デジタル移動無線番号	対象自治会
1	東本郷小学校	東本郷 5-40-1	472-5766	764	東本郷第二団地自治会、東本郷第一団地みどり自治会、東本郷第一団地むつみ自治会、東本郷三菱自治会、東本郷自治会、スタンレーヒルズ横浜小机自治会、ヒルズ横浜ガーデンホームズ自治会、ビックヴァンパークヒルズ小机自治会、東本郷桜自治会
2	東鴨居中学校	鴨居 3-39-1	931-7398	772	鴨居第二地区自治会、鴨居第三地区自治会、東本郷日鋼自治会、東本郷ばらの会自治会、東本郷第三自治会
3	鴨居小学校	鴨居 4-7-15	931-2062	757	鴨居第一地区自治会、鴨居第四地区自治会
4	緑小学校	鴨居 5-19-1	932-6262	767	鴨居第五地区自治会、鴨居第六地区自治会、鴨居第七地区自治会、鴨居第八地区自治会
5	鴨居中学校	鴨居 5-12-35	934-3871	750	白山自治会、白山住宅自治会、白山緑自治会、ハイラーク横浜白山自治会、シティ 194 自治会、エンゼルハイム自治会、鴨居ガーデンズ自治会、ローヤルシティ鴨居六番館自治会、ローヤルシティ鴨居七番館自治会、クリオレジダンス鴨居自治会
6	竹山小学校	竹山 3-1-16	932-6394	762	竹山一丁目自治会、竹山二丁目自治会、竹山三丁目自治会、竹山四丁目自治会、竹山みなみ自治会、サザンヒルズ竹山自治会
7	上山小学校	上山 2-5-1	933-5501	765	上山自治会
8	中山中学校	寺山町 653-21	931-2108	751	寺山町自治会
9	中山小学校	中山 4-16-1	931-8659	771	中山町自治会
10	森の台小学校	森の台 13-1	931-2047	759	台村・森の台自治会、中山駅前ハイツ自治会、中山パーク・ホームズ自治会、シャルマン・リバーサイド自治会、森の台ランド自治会
11	山下小学校	北八朔町 1865-3	931-2219	756	青砥町自治会、谷津田原ハイツ自治会、谷津田原住宅自治会、小山町自治会、北八朔自治会、谷津田原中央自治会、谷津田原第二自治会、青砥団地自治会、パークシティ横浜中山自治会
12	山下みどり台 小学校	北八朔町 2031-3	937-0947	754	西八朔町自治会、みどり台自治会、北八朔上自治会、北八朔住宅自治会
13	三保小学校	三保町 1867	931-1037	755	三保町自治会、三保グリーンハイツ自治会、三保杉沢自治会、宮根団地自治会、武蔵中山台自治会、県営ハイム三保自治会、三保みどり台住宅自治会、フォレストヒルズ三保自治会、リーベスト中山自治会、プライドポイント中山自治会
14	新治小学校	新治町 768	931-2061	758	新治町自治会

No.	拠点	所在地	電話番号	デジタル移動 無線番号	対象自治会
15	十日市場 小学校	十日市場町 1392-1	981-0420	761	十日市場町自治会、後谷自治会
16	十日市場 中学校	十日市場町 1501-42	981-0360	752	十日市場第二住宅自治会、十日市場ヒルタウン 第一自治会、十日市場ヒルタウン第二自治会、 十日市場ヒルタウン第三自治会、十日市場ヒル タウン第四自治会、十日市場ヒルタウン第五自 治会、十日市場ヒルタウン第六自治会、十日市 場ヒルタウン第七自治会、十日市場ヒルタウン 第八自治会、十日市場ヒルタウン第九自治会
17	霧が丘学園 (小学部)	霧が丘 4-3	921-8002	768	霧が丘一丁目自治会、霧が丘四丁目自治会、霧 が丘グリーンタウン第三自治会、霧が丘グリーン タウン第四自治会
18	霧の里	霧が丘 3-23	—	769	霧が丘二丁目自治会、霧が丘三丁目自治会、霧 が丘五丁目自治会、霧が丘六丁目自治会、霧が 丘グリーンタウン第一自治会、霧が丘グリーン タウン第二自治会、霧が丘センター自治会、霧 が丘三丁目 22 街区自治会、霧が丘 24 街区自治 会
19	いぶき野 小学校	いぶき野 14-1	985-4701	770	御前田自治会の一部、下長津田自治会、県営長 津田団地自治会、上の原グリーンハイツ自治 会、プリマシティ自治会、サングレイス長津田 SUN 自治会
20	長津田小学校	長津田町 2330	981-0155	760	岡部谷戸自治会、長津田辻自治会、中村自治会、 御前田西自治会、御幸通り自治会の一部、南長 津田団地自治会、ライオンズマンション長津田 第三自治会、パークスクエア長津田フェスタコ リーナ自治会、長津田台自治会、御前田自治会 の一部、サンクタスシティ長津田みなみ台レジ デンス自治会、サンクタスシティ長津田みなみ 台カーサ自治会
21	長津田第二 小学校	長津田町 2469-3	984-3620	763	長津田東向地自治会、東向地団地自治会、長津 田緑自治会
22	田奈中学校	長津田 2-24-1	981-3101	753	御幸通り自治会の一部、長津田杉山原自治会、 あざみ自治会、長津田団地自治会、長津田ニュ ータウン自治会、あさやま自治会、長津田スカ イハイツ自治会、ライム長津田自治会、ウォル トンスコート長津田自治会、グランシーナ田園 都市自治会、長津田マークタウン自治会
	緑区役所	寺山町 118	930-2208	022	

2. 緑区地域防災拠点 備蓄物資一覧

区分	品目		数量	備考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000 食	
		缶入り保存パン	1,000 食	
	おかゆ	460 食	高齢者及び乳幼児用	
	スープ	220 食	高齢者用	
	粉ミルク・ほ乳瓶	20 セット	乳児1人あたり1セット(3日分)	
	水缶詰	2,000 缶		
生活用品		高齢者用紙おむつ	210 枚	
		乳幼児用紙おむつ・紙パンツ	1,350 枚	
		生理用品	425 個	
		トイレトペーパー	192 巻	
		移動式炊飯器/ガスかまどセット	1 台	小学校…移動式炊飯器 中学校…ガスかまどセット
		毛布	240 枚	
		アルミブランケット	240 枚	
		組立式仮設トイレ	2 基	
		簡易式トイレ便座	6 基	
		トイレパック	5,000 セット	避難者の5回分
		簡易式テント	2 基	着替えや授乳スペースの確保のため
		LEDランタン	80 台	停電時の照明用
	救護用品		ラジオ	2 台
		デジタル移動無線延長コード	1 セット	情報受伝達を円滑にするため
		トランシーバー	2 台	地域防災拠点内での連絡調整用
		リヤカー	2 台	
		グランドシート	10 枚	
救助用品		給水用水槽	1 個	
		松葉杖	5 組	
		保温用シート	150 枚	
		発電機	6 台	ガソリン式発電機 5 台 ガス式発電機 1 台 (計 6 台)
		投光機	5 台	
		エンジンカッター	2 台	皮手袋、防塵メガネがセット
		レスキュージャッキ	1 台	または油圧ジャッキ
		掛け矢	2 個	
		担架	10 本	
		ポール(応急担架用)	10 本	
		金属梯子	1 本	
他		ハンドマイク	2 個	
		ヘルメット	10 個	
		つるはし、大ハンマー、スコップ、ロープ、大バール、ワイヤーカッター、大なた、のこぎり、てこ棒	各 5 本	
他		ビブス(青/橙)	各 10 枚	運営委員会用(橙)、ライセンスリーダー用(青)
		多言語表示シート	1 セット	

3. 緑区帰宅困難者一時滞在施設一覧

施設名称	最寄駅	施設分類	所在地	電話番号
1 長津田地区センター	長津田	地区センター	長津田町 2327	983-4445
2 十日市場地区センター	十日市場	地区センター	十日市場町 808-3	981-9573
3 白山地区センター	鴨居	地区センター	白山 1-2-1	935-0326
4 中山地区センター	中山	地区センター	中山 2-1-1	935-1982
5 十日市場スポーツ会館	十日市場	協定締結施設	十日市場町 1633	983-9490
6 学校法人森村学園	長津田	協定締結施設	長津田町 2695	984-2505
7 宗教法人大林寺	長津田	協定締結施設	長津田 6-6-24	981-0156
8 緑区民文化センター	長津田	協定締結施設	長津田 2-1-3	986-2441
9 創価学会緑文化会館	中山	協定締結施設	中山 4-27-1	929-6411

4. 緑区給水場所・給水施設一覧

(1) 配水池

施設名	所在地	有効貯水量(m ³)	地震時確保見込水量(m ³)
三保配水池	三保町384	30,000	3,000

(2) 災害用地下給水タンク(有効貯水量60m³)

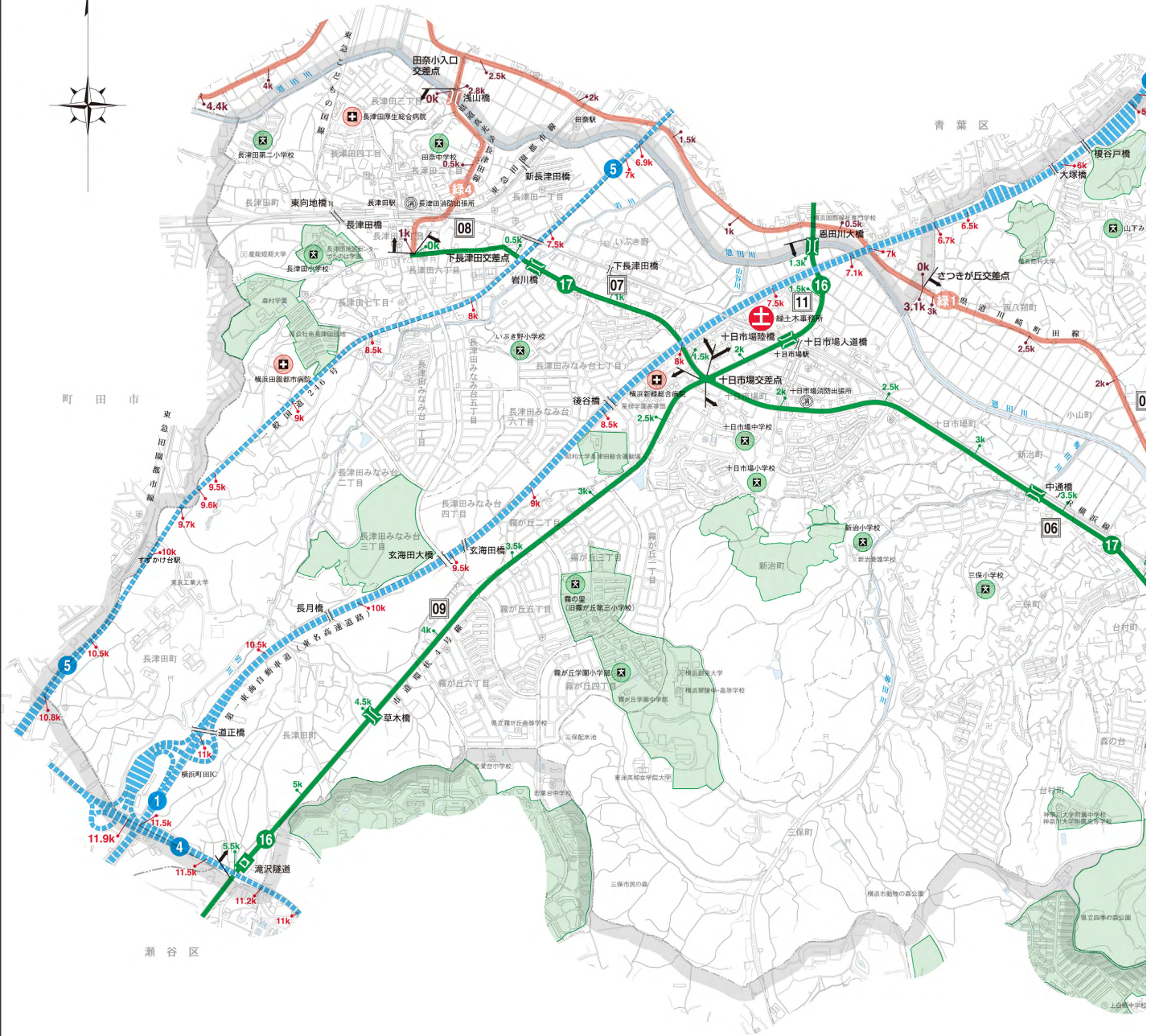
No.	拠点	拠点所在地
1	東本郷小学校	東本郷5-40-1
2	鴨居中学校	鴨居5-12-35
3	中山中学校	寺山町653-21
4	山下小学校	北八朔町1865-3
5	三保小学校	三保町1867
6	十日市場中学校	十日市場町1501-42
7	いぶき野小学校	いぶき野14-1
8	長津田第二小学校	長津田町2469-3

(3) 緊急給水栓

No.	施設名	所在地
1	いぶき野小学校	いぶき野14-1
2	上山小学校	上山2-5-1
3	東鴨居中学校	鴨居3-39-1
4	鴨居中学校	鴨居5-12-35
5	山下小学校	北八朔町1865-3
6	霧が丘学園 (中学部)	霧が丘4-4
7	前霧が丘第一小学校	霧が丘6-13
8	竹山中公園	竹山3-1
9	緑区役所	寺山町118
10	中山谷第二公園	十日市場町1865-176
11	田奈中学校	長津田2-24-1
12	長津田小学校	長津田町2330
13	中山小学校	中山4-16-1
14	新治小学校	新治町768
15	東本郷小学校	東本郷5-40-1
16	県営ハイム三保	三保町2570-1

5. 緑区広域避難場所一覧

No.	広域避難場所名	総面積(m ²)	収容定員(人)
1	南長津田団地及び森村学園一帯	168,400	103,000
2	昭和大学運動場一帯及び新治里山公園	191,500	111,200
3	山下小学校一帯	18,400	11,200
4	神奈川大学グラウンド及び四季の森公園	444,000	308,400
5	竹山団地	359,000	234,600
6	東洋英和女学院一帯	387,200	251,100
7	横浜商科大学一帯	42,200	29,300
8	玄海田公園一帯	173,500	141,200



旭区

緊急輸送路第一次路線名	
①	第一東海自動車道（東名高速）
⑤	国道246号
②③	県道45号 丸子中山茅ヶ崎

緊急輸送路第二次路線名	
⑬	市道環状4号上瀬谷線ほか
⑬	県道109号 青砥上星川ほか
③②	市道鶴居上飯田線

土木事務所長選定路線	
⑬①	県道140号 川崎町田
⑬②	県道109号 青砥上星川
⑬③	県道110号 中山停車場
⑬④	県道139号 真光寺長津田

凡例		
路線番号	①	⑬
巡回区間番	①	

都市計画基本図データにより作成

7. 緑区災害対策連絡協議会構成団体一覧

No.	団 体 名
1	緑区連合自治会長会
2	緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
3	緑警察署
4	緑消防署
5	緑区学校・家庭・地域連携事業推進協議会
6	緑防犯協会
7	(福) 緑区社会福祉協議会
8	緑区民生委員児童委員協議会
9	緑区医師会
10	緑区歯科医師会
11	緑区薬剤師会
12	緑区保健活動推進員会
13	緑消防団
14	緑交通安全協会
15	緑区小学校長会
16	緑区中学校長会
17	緑区PTA連絡協議会
18	(一社) 横浜建設業協会緑区会
19	横浜農業協同組合
20	(一社) 横浜北工業会
21	緑区商店街連合会
22	緑火災予防協会
23	アマチュア無線非常通信協力会緑区支部
24	郵便局会社緑郵便局
25	東京電力パワーグリッド(株)
26	東京ガス(株)
27	東日本旅客鉄道(株)
28	東京急行電鉄(株)
29	横浜市交通局 センター北管区
30	東日本電信電話(株) 神奈川事業部災害対策室
31	横浜交通開発(株)
32	東急バス(株)
33	(株) 神奈交バス 中山営業所
34	緑区役所
35	緑土木事務所
36	横浜市水道局青葉水道事務所
37	横浜市資源循環局緑事務所

8. 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

《緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則》

(目的)

第1条 緑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)は、緑区内の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、緑区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
監事 1名

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 役員の任期は、次年度の、予算を協議する会議までとする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、緑区総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成8年8月8日から施行する。

9. 緑区福祉避難所一覧

	施設名	施設種別	所在地	電話番号
1	慶星閣	特別養護老人ホーム	三保町 2590	934-7101
2	ふじ寿か園	特別養護老人ホーム	西八朔町 773-2	931-7141
3	メゾンヴェルト	特別養護老人ホーム	鴨居 7-19-1	935-6471
4	ピコ三保	特別養護老人ホーム	三保町 350	924-2223
5	しょうじゅの里三保	特別養護老人ホーム	三保町 171-1	921-0013
6	フォーシーズンズウイコもれび	特別養護老人ホーム	三保町 881-2	938-0770
7	緑ほのぼの荘	老人福祉センター	十日市場町 825-1	985-6323
8	十日市場地域ケアプラザ	地域ケアプラザ		985-6321
9	長津田地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	長津田 2-11-2	981-7755
10	霧が丘地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	霧が丘 3-23	920-0666
11	中山地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	中山 2-1-1	935-5694
12	鴨居地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	鴨居 5-29-8	930-1122
13	東本郷地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	東本郷 5-5-6	471-0661
14	愛	障害者（児）関連施設	北八朔町 1777-6	931-9595
15	みどりの家	障害者（児）関連施設	青砥町 220-1	937-6071
16	みどり福祉ホーム	障害者（児）関連施設	十日市場町 808-3	984-7878
17	あおぞら	障害者（児）関連施設	中山 3-16-1	929-2566
18	緑区生活支援センター	障害者（児）関連施設	中山 3-16-1	929-2800
19	横浜ナーシングビレッジ	特別養護老人ホーム	白山 4-74-3	511-7788
20	北八朔	特別養護老人ホーム	北八朔町 1813-1	929-6001
21	ライフプラザ新緑	介護老人保健施設	長津田町 5708	924-2200
22	葵の園・ヨコハマ	介護老人保健施設	三保町 1182	930-3711
23	よさこいホーム	特別養護老人ホーム	北八朔町 1368-1	932-4351
24	つたのは学園	障害者（児）関連施設	長津田町 2327	983-4308
25	中山みどり園	障害者（児）関連施設	中山 2-2-3	931-8611
26	神奈川県立みどり養護学校	養護学校	東本郷 5-18-1	471-7941

10. 主な防災関係機関一覧

種 別	名 称	電話番号
行政機関	緑区役所総務課	930-2208
	緑福祉保健センター	930-2323
	緑土木事務所	981-2100
	緑消防署	932-0119
	緑消防署十日市場消防出張所	984-0119
	緑消防署長津田消防出張所	981-0119
	緑消防署鴨居消防出張所	933-0119
	緑消防署白山消防出張所	935-0119
	緑警察署	932-0110
	資源循環局緑事務所	983-7611
水・電気・ガス	水道局青葉水道事務所	847-6262
	東京電力パワーグリッド(株)神奈川カスタマーセンター	0120-99-5772 394-2176(有料)
	東京ガス(株)お客様センター	0570-002211
建物・がけ	建築局建築防災課	671-2948
公共交通機関	JR 東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600
	東急お客さまセンター	03-3477-0109
	市営バス・市営地下鉄 横浜市コールセンター	664-2525
	(株)横浜神奈交バス中山営業所	444-8666
	東急バスお客さまセンター	03-6412-0190
	相鉄お客さまセンター	319-2111

11. 緑区災害時施設利用計画

区 分	施設名
災害対策本部	緑区役所
災害対策本部代替施設	ハーモニーみどり
地域防災拠点	緑区内市立小学校 15 拠点 緑区内市立中学校 5 拠点 緑区内義務教育学校 1 拠点 霧の里 1 拠点
緑区物資集配拠点	霧が丘学園（中学部）
緑区災害ボランティアセンター	ハーモニーみどり
緑区災害ボランティアセンター代替施設	緑区市民活動支援センター（みどりーむ）
遺体安置所	緑スポーツセンター
福祉避難所（26 箇所）	緑区内地域ケアプラザ 6 箇所 特別養護老人ホーム 8 箇所 その他社会福祉施設 11 箇所 県立養護学校 1 箇所
広域応援活動拠点 （自衛隊、警察部隊、緊急消防援助隊等の活動拠点）	県立霧が丘高校 県立白山高校
補完施設 （あらかじめ用途を特定せずに柔軟に活用する施設）	緑区内地区センター 4 箇所、十日市場スポーツ会館及び緑区民文化センター 緑スポーツセンター（必要に応じ遺体安置所に指定）
帰宅困難者一時滞在施設	大林寺、森村学園、創価学会緑文化会館

12. 緑消防署配置消防車両一覧

2019年4月現在

署所名	隊数	隊名
緑消防署（本署）	8 隊	緑指揮隊 緑第1消防隊（水槽車） 緑第2消防隊（水槽車） 緑ミニ消防隊（軽自動車） 緑はしご消防隊 緑救急隊 緑消防機動二輪隊（バイク） 非常用消防隊（水槽車）
十日市場消防出張所	4 隊	十日市場特別救助隊（救助工作車） 十日市場空気ポンベ搬送隊 十日市場消防機動二輪隊（バイク） 非常用消防隊（救助工作車）
長津田消防出張所	5 隊	長津田消防隊（水槽車） 長津田ミニ消防隊 長津田救急隊 長津田消防機動二輪隊（バイク） 非常用救急隊
鴨居消防出張所	5 隊	鴨居消防隊（水槽車） 鴨居排除工作隊 鴨居救急隊 鴨居消防機動二輪隊（バイク） 非常用消防隊（水槽車）
白山消防出張所	3 隊	白山消防隊（水槽車） 白山救急隊 白山消防機動二輪隊（バイク）

13. 緑消防団保有資機材等一覧

2019年4月現在

区 分	定 数	実 数	男 性 団 員 実 数	女 性 団 員 実 数	班 数	消 防 自 動 車	可 搬 式 ポ ン プ	小型ポンプ 積載車			発 動 発 電 機	消 防 系 デ ジ タ ル 受 令 機	簡 易 デ ジ タ ル 無 線 機	署 系 無 線 機	器 具 置 場	人 命 救 助 用 資 機 材 ※ 1	災 害 活 動 器 具 ※ 2	拡 声 器
								普 通 車	軽 自 動 車	計								
団 本 部	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	1
第 一 分 団	96	85	75	10	5	0	9	5	0	5	6	5	11	13	5	5	5	20
第 二 分 団	93	84	71	13	5	0	7	5	0	5	6	5	11	13	6	6	6	20
第 三 分 団	75	78	62	16	4	0	8	4	0	4	4	4	9	12	4	4	4	16
第 四 分 団	100	106	94	12	4	0	5	4	0	4	4	4	9	11	4	4	4	16
合 計	370	359	308	51	18	0	26	18	0	18	20	18	41	55	19	19	19	73

※1 人命救助用資機材内訳（チェーンソー、油圧ジャッキ）

※2 災害活動器具（万能破壊器具5本、ハンマー2本、のこぎり5本、スコップ6本、ヘッドランプ10個、平担架1台）

団本部（緑区中山町 93-1 緑消防署内）		
第一分団 （緑区鴨居 1-3-21 緑消防署鴨居消防出張所内）	第1班	東本郷町、東本郷1～6丁目
	第2班	鴨居町、鴨居1～7丁目、竹山1～4丁目
	第3班	白山1～4丁目
	第4班	上山1～3丁目
	第5班	中山町、中山1～4丁目
第二分団 （緑区十日市場 816-7 緑消防署十日市場消防出張所内）	第1班	寺山町
	第2班	台村町、森の台
	第3班	三保町
	第4班	新治町
	第5班	十日市場町、霧が丘1～6丁目、長津田みなみ台6丁目の一部、長津田みなみ台7丁目
第三分団 （緑区北八朔町 1777-1 山下地域交流センター内）	第1班	北八朔町
	第2班	青砥町
	第3班	小山町
	第4班	西八朔町
第四分団 （緑区长津田 2-10-4 緑消防署長津田消防出張所内）	第1班	長津田町（岡部谷戸）、長津田みなみ台2丁目
	第2班	長津田町（御前田）、長津田6丁目～7丁目、長津田みなみ台1丁目、長津田みなみ台3丁目～4丁目、5丁目の一部および6丁目の一部
	第3班	長津田町（東向地）、長津田1丁目の一部、長津田2～5丁目
	第4班	長津田町の一部、長津田1丁目の一部、長津田みなみ台5丁目の一部、いぶき野

緑区防災計画「震災対策編」

発行／横浜市緑区役所総務課

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

発行年月／2019年4月

<問い合わせ>TEL. 045-930-2208

FAX. 045-930-2209